

逓信委員會議録 第十四号

昭和三十七年三月八日(木曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 佐藤虎次郎君

理事秋田 大助君 理事上林山栄吉君

理事小泉 純也君 理事佐藤洋之助君

理事廣瀬 正雄君 理事大柴 滋夫君

理事栗原 俊夫君 理事森本 靖君

大森 玉木君 志賀健次郎君

椎熊 三郎君 竹内 俊吉君

中山 榮一君 南條 徳男君

羽田武剛郎君 橋本登美三郎君

保利 茂君 星島 二郎君

森山 欽司君 佐々木三三君

如 和君 原 茂君

安平 鹿一君 山本 幸一君

受田 新吉君

出席國務大臣

郵政大臣 迫水 久常君

出席政務次官 大高 康君

郵政事務官 金澤 平藏君

(大臣官房長)

郵政事務官 板野 學君

(簡易保険局長)

委員外の出席者

郵政事務官 土生 滋久君

(大臣官房人事 部審議官)

専門員 吉田 弘苗君

本日の會議に付した案件

簡易保険郵便年金福祉事業団法案
(内閣提出第三三三号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

簡易保険郵便年金福祉事業団法案を議題とし、審議を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。如和君。

○如委員 それでは、私から最初に質問をいたします。

まず最初にお尋ねいたしたいのは、この福祉事業団を今度作られるわけでございますけれども、この目的はこの第一条に書いてある。「簡易生命保険及び郵便年金の負担使命の達成に資するため、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なう」、こういう目的のために、今まで郵政省でやっておられたのが、新たに事業団としてその仕事をやるということが書いてある。従って、その運営を適切かつ能率的に行なうということが目的だ、こういうことなんです。従って、そういう実を上げなければ、この設置の意味は何らなさないわけです。

ところで、お尋ねいたしたいのは、今までのこの事業に携わっておった人たちのことも考えなければならぬのであります。

○如委員 この前のだれかの質問にもございましたが、役員となる人は大体予定もされておるのだと思えますけれども、そういった人たちは相当の高給をばわけてございまして、そういう人にとつてはまことにけっこうな新しい事業団ではあろうけれども、職員にとつては、従来通り郵政省の職員としてそのままにおった方がよろしいという人の方が多いのではないかと、いろいろにも考えられるのであります。ただいま局長の答弁によりますれば、一部

ておられるのか、この点をお伺いいたしたいと思えます。

○板野政府委員 ただいま先生のおっしゃいましたように、この事業団に喜び勇んでいくということでない、能力が上がらないと思えます。従いまして、私どももいたしましては、移行職員の処遇なりあるいは移行時におきまする待遇等につきましまして、できるだけのことをいたしたいということ、いろいろ考えておるわけでございますが、その条件等につきましましては、すでに組合の方にも呈示をいたしました。また、私どもの各施設に対しまして、その大体的な態様を知らせて、そしてこの理解に努めておるわけでございます。

現在、現在の状況から考えますと、一部にはあるいはどうも移行することが工合が悪いという声もございまして、私どもも、私の聞き及んでる範囲におきましては、大部分の職員は、それなら行こうかというところが多いように私どもも判断をいたしておる次第でございます。

○如委員 この前のだれかの質問にもございましたが、役員となる人は大体予定もされておるのだと思えますけれども、そういった人たちは相当の高給をばわけてございまして、そういう人にとつてはまことにけっこうな新しい事業団ではあろうけれども、職員にとつては、従来通り郵政省の職員としてそのままにおった方がよろしいという人の方が多いのではないかと、いろいろにも考えられるのであります。ただいま局長の答弁によりますれば、一部

不満の者もあるけれども、大部分が何とか喜んで行こう、そういうふうになるように適切な措置を講ずるつもりだ、こういう御意向でございまして、この点は十分に留意をしたいと思いますと思えます。

それから、ついでに聞きたいのですが、そうした職員が郵政省からこの事業団に行く、いわゆる移りかわり、身分の切りかえ、これについては、この法案には一つも載ってないと思うので、これはどこにどのようにして根拠づけられておるのか。権利義務を承継するということになっておるが、そういうことも含んでの権利義務なのか。職員のことについては何にも触れてない。役員は新しく就職するんだからいいわけですが、職員はこの法規で郵政省の人事関係の人がどういふ関係になつて移行をするようになるのか、それを伺いたしたいと思います。

○板野政府委員 この法律の二十九条には、「役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め」ということになっておまして、移行して参りました際の支給基準は定められるわけでございますが、その支給基準等につきましても、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、いわゆる有利な基準がございまして、網を作成しつあるわけでございます。また、退職時の移行につきましても、別にここに規定はございませんけれども、この国家公務員等退職手当法、あるいは国家公務員共済組合法等

の施行令を改正いたしましたして、もしこの任命権者の任命によって行くとか、あるいは復職を希望する職員につきましてはこれを復職させる。そういったし、この通算ができるわけでございます。また移行職員につきましましての特別の昇給もいたします。また非常勤等につきましましては、大休行く前には、たゞいまこの施設には約五十三名の非常勤がございまして、これは大休本務者化したしまして、向こうに行きまじような処遇をするということも考えておる次第でございます。

○如委員 私が質問したのは、それではなくて、こういうふうに聞いた方がいいかもしません。これは要するに、退職をして、そして新しいこの事業団に移りたいという希望を募つて、そういう人たちがやめて、そして新しい方へ移行するといふ、いわゆる任意に基づくものか、あるいは法規的に行きかえるといふ方法で強制的に行きかえるといふ方法、よその方へ配置転換をして、郵政省の職員にとまるといふことなのか、その辺を……。

○板野政府委員 形式的には、これは廃官廃庁といふようなことになるわけでございます。しかしながら、私どももいたしましては、この業務がすでにあるわけでございます。移行した場合にはこの業務を引き継ぎ行なわれるという点からいいますと、どうし

ておられるのか、この点をお伺いいたしたいと思えます。

○板野政府委員 ただいま先生のおっしゃいましたように、この事業団に喜び勇んでいくということでない、能力が上がらないと思えます。従いまして、私どももいたしましては、移行職員の処遇なりあるいは移行時におきまする待遇等につきましまして、できるだけのことをいたしたいということ、いろいろ考えておるわけでございますが、その条件等につきましましては、すでに組合の方にも呈示をいたしました。また、私どもの各施設に対しまして、その大体的な態様を知らせて、そしてこの理解に努めておるわけでございます。

現在、現在の状況から考えますと、一部にはあるいはどうも移行することが工合が悪いという声もございまして、私どもも、私の聞き及んでる範囲におきましては、大部分の職員は、それなら行こうかというところが多いように私どもも判断をいたしておる次第でございます。

○如委員 この前のだれかの質問にもございましたが、役員となる人は大体予定もされておるのだと思えますけれども、そういった人たちは相当の高給をばわけてございまして、そういう人にとつてはまことにけっこうな新しい事業団ではあろうけれども、職員にとつては、従来通り郵政省の職員としてそのままにおった方がよろしいという人の方が多いのではないかと、いろいろにも考えられるのであります。ただいま局長の答弁によりますれば、一部

不満の者もあるけれども、大部分が何とか喜んで行こう、そういうふうになるように適切な措置を講ずるつもりだ、こういう御意向でございまして、この点は十分に留意をしたいと思いますと思えます。

それから、ついでに聞きたいのですが、そうした職員が郵政省からこの事業団に行く、いわゆる移りかわり、身分の切りかえ、これについては、この法案には一つも載ってないと思うので、これはどこにどのようにして根拠づけられておるのか。権利義務を承継するということになっておるが、そういうことも含んでの権利義務なのか。職員のことについては何にも触れてない。役員は新しく就職するんだからいいわけですが、職員はこの法規で郵政省の人事関係の人がどういふ関係になつて移行をするようになるのか、それを伺いたしたいと思います。

○板野政府委員 この法律の二十九条には、「役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め」ということになっておまして、移行して参りました際の支給基準は定められるわけでございますが、その支給基準等につきましても、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、いわゆる有利な基準がございまして、網を作成しつあるわけでございます。また、退職時の移行につきましても、別にここに規定はございませんけれども、この国家公務員等退職手当法、あるいは国家公務員共済組合法等

の施行令を改正いたしましたして、もしこの任命権者の任命によって行くとか、あるいは復職を希望する職員につきましてはこれを復職させる。そういったし、この通算ができるわけでございます。また移行職員につきましましての特別の昇給もいたします。また非常勤等につきましましては、大休行く前には、たゞいまこの施設には約五十三名の非常勤がございまして、これは大休本務者化したしまして、向こうに行きまじような処遇をするということも考えておる次第でございます。

○如委員 私が質問したのは、それではなくて、こういうふうに聞いた方がいいかもしません。これは要するに、退職をして、そして新しいこの事業団に移りたいという希望を募つて、そういう人たちがやめて、そして新しい方へ移行するといふ、いわゆる任意に基づくものか、あるいは法規的に行きかえるといふ方法で強制的に行きかえるといふ方法、よその方へ配置転換をして、郵政省の職員にとまるといふことなのか、その辺を……。

○板野政府委員 形式的には、これは廃官廃庁といふようなことになるわけでございます。しかしながら、私どももいたしましては、この業務がすでにあるわけでございます。移行した場合にはこの業務を引き継ぎ行なわれるという点からいいますと、どうし

ておられるのか、この点をお伺いいたしたいと思えます。

○板野政府委員 ただいま先生のおっしゃいましたように、この事業団に喜び勇んでいくということでない、能力が上がらないと思えます。従いまして、私どももいたしましては、移行職員の処遇なりあるいは移行時におきまする待遇等につきましまして、できるだけのことをいたしたいということ、いろいろ考えておるわけでございますが、その条件等につきましましては、すでに組合の方にも呈示をいたしました。また、私どもの各施設に対しまして、その大体的な態様を知らせて、そしてこの理解に努めておるわけでございます。

現在、現在の状況から考えますと、一部にはあるいはどうも移行することが工合が悪いという声もございまして、私どもも、私の聞き及んでる範囲におきましては、大部分の職員は、それなら行こうかというところが多いように私どもも判断をいたしておる次第でございます。

○如委員 この前のだれかの質問にもございましたが、役員となる人は大体予定もされておるのだと思えますけれども、そういった人たちは相当の高給をばわけてございまして、そういう人にとつてはまことにけっこうな新しい事業団ではあろうけれども、職員にとつては、従来通り郵政省の職員としてそのままにおった方がよろしいという人の方が多いのではないかと、いろいろにも考えられるのであります。ただいま局長の答弁によりますれば、一部

不満の者もあるけれども、大部分が何とか喜んで行こう、そういうふうになるように適切な措置を講ずるつもりだ、こういう御意向でございまして、この点は十分に留意をしたいと思いますと思えます。

それから、ついでに聞きたいのですが、そうした職員が郵政省からこの事業団に行く、いわゆる移りかわり、身分の切りかえ、これについては、この法案には一つも載ってないと思うので、これはどこにどのようにして根拠づけられておるのか。権利義務を承継するということになっておるが、そういうことも含んでの権利義務なのか。職員のことについては何にも触れてない。役員は新しく就職するんだからいいわけですが、職員はこの法規で郵政省の人事関係の人がどういふ関係になつて移行をするようになるのか、それを伺いたしたいと思います。

○板野政府委員 この法律の二十九条には、「役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め」ということになっておまして、移行して参りました際の支給基準は定められるわけでございますが、その支給基準等につきましても、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、いわゆる有利な基準がございまして、網を作成しつあるわけでございます。また、退職時の移行につきましても、別にここに規定はございませんけれども、この国家公務員等退職手当法、あるいは国家公務員共済組合法等

な事案でございますので、その協議する度合には割合少ない。また、先生がおっしゃいましたように、協議がととのわないということになりますと、なかなかこれは実行できないわけでございます。私の方の大臣と大蔵大臣の間に必ずこれは話し合いがつくものというように私は考えておる次第でございます。

○畑委員 質問を終わります。

○佐藤委員長 受田新吉君。

○受田委員 私たちは、簡易保険事業として同時に従来福祉施設や診療施設、保養施設などに郵政省が非常な力を投入したことに対しては、大いに感謝しているわけですが、ところが、今回これを事業団として一括運営の妙味を發揮しようとするところになるわけでございますが、ここで問題になることは、事業団という前進した機構のもとに、従来とられた簡易保険の如上の目的を果すためのこの効果が大きく示されると同時に、その運営の妙味が發揮されなければならぬと思ふという点です。そこで、まずただしておきたいことは、ここに簡易生命保険と郵便年金と二つをうたっているわけなんです、簡易生命保険は漸次加入者もふえ、契約高もふえておるわけですが、一方郵便年金の方は、契約者が、政府から出された資料を拝見いたしましたも、現在契約者数は件数においても相当減少しつつある、金額においてもさほどふえておらぬという、この現象は一体どういふところから起こってきたものですか、これをお尋ねいたします。

○板野政府委員 郵便年金につきましては、戦後のインフレによって相当少

額の年金が非常に価値を減じたという現象がございまして、加入者の方が非常な苦情もあるわけでございます。けれども、そもそも郵便年金の立て方が、いわゆる掛金をもって、その額面をもちまして積立金を作り、それを運用していくというところでございます。ですから、どうしてもこの貨幣価値の変動に弱いという点がございまして、これが相当郵便年金のこの募集に非常に大きく響いておるわけでございます。また一方、郵便年金のそのような点につきましては、私ども、今後可変年金と申しますか、物価変動にある程度ストライドしていくような制度につきましても、ただいま検討をいたしておりますし、民間ではすでに企業年金等も実施の運びにいそいそと思っております。私どももそういうことにつきましても、今後検討を続けていきたいと思っております。何分郵便年金がそういう状況でございますので、この積立金の運用方法等につきましても、あるいは特別な、たとえば民間生命と同じような財産と申しますか、不動産に投資し得るか、証券に投資し得るとかという点も、あるいは考慮しなければならぬというふうにも、考えております。いずれにいたしましても、そういう割合の悪い年金制度でございますので、なかなかこれはふえないのが実情でございます。

○受田委員 今度の事業団法案の第一條の目的にも、「簡易生命保険及び郵便年金の負う使命の達成に資するため」という前提があるわけですね。これは使命達成に資するために福祉施設等を設け、あるいは運営を適切に能率的にやろうというわけですね。それが、前提が抜けておるとい

いの方に力を入れられるということ、は、また筋が通らないわけですね。だから簡易生命保険の使命達成は相当能率的にいつておる、一方郵便年金の方の使命達成は、今のような物価の変動などで思うようにいつていないというところになると、法第一条に定める郵便年金という前提の方はさっぱりだということになる。その使命達成を現状においては十分果たすことができない、こういうことになりませんか。第一条の前提が思うようにいつていない、こういうことですね。

○板野政府委員 先ほど郵便年金の伸び方が悪い原因を申し上げたわけですが、この加入者の方に対しては、やはりできるだけのサービスをしていかなければならぬ。それがために、御承知のようにただいま作っております加入者ホーム等につきましても、郵便年金の加入者を優先的に入れる。しかもそれは、施設の点につきましてもまだ十分ではございませんので、これからそういう施設を拡充していきまして、配当金とかそういう面で非常に不利な点をこの面からも補っていききたい。郵便年金の制度を根本的に考えます前に、まず一つそれをやっつけていこうというの、この福祉事業団を作る趣旨でございます。また、保養所等の施設につきましても、今後できるだけ拡充していきまして、この施設が年金加入者の方も公平に利用できるようにサービスを向上させていきたい。このように趣旨でございます。

○受田委員 この事業団ができる、郵便年金は比較的増強されるとい

○板野政府委員 先ほど申し上げましたように、郵便年金の制度につきましても、根本的にある欠陥がございまして、私どもその欠陥をできるだけ早く是正していくような検討をいたしましておるわけでございます。そういう制度の根本的なやり方をやはり変えていかなければ、以後これがふえるというところはなかなか申し上げられないというふうなことを考えておる次第でございます。

○受田委員 せっかく福祉施設が設置されたことになるわけですから、この機会に郵便年金の使命達成のためにその根本的問題の解決を同時にはかるということ、このことが必要な対策でありませんか。

○板野政府委員 先生の御意見の通りだと考えます。

○受田委員 このような能率の上がない制度が今後もそのままにされておるとするならば、二つの柱である保険と年金の一本は、片ちんばで取り残されていくことになりませんか。これはこの事業団計画をお進めになると同時に、郵便年金の根本的な対策というものを十分考慮していただかなければならぬ。今腹案としてどういふものを用意されておりましたか。

○板野政府委員 先ほど申し上げましたように、いわゆる貨幣価値の変動にそのまま応ずるといふことは非常にむずかしいのでございますが、外国等においては、いわゆる可変年金というような制度をとっているところもございまして、そういう点を考慮しまして、いずれにしても積立金の運用をどうするかということが非常に根本的な問題

になりますので、あるいは不動産への投資ができるかいろいろな点を考慮しまして、この制度をどういふ工合に改善していったらいいかということ、特に私どもの業務課には年金係というものを置かしまして、ただいま鋭意検討している次第でございます。

○受田委員 これは郵政省のお仕事としては非常に大事な御仕事であるはずですが、保険だつてそうでは、満期がきて保険金を受け取る時には、そのときの貨幣価値よりも低いために置かれることも同時に考えられない。別にこれは年金に限ったことではない。そういう意味で、郵便年金制度というものと一真剣に取り組んでいただきたい。この年金制度というもの、すでに一般の民間会社等でも生まれようとしている現段階において、退職後の保障、また一般国民の一定年令に達した後の生活の保障の基礎になるような政府の事業としては、これ一つしかないのですから、一般市民に対するサービスとしてただ一つの年金制度ですから、これを一つ根本的に検討してもらわなければならぬ。そうして早急にその結論を出して、実施に運んで、もらわなければならぬ。年金制度は、すでに一般民間会社等においても計画が進められており、実施されているところもある。また、公務員の場合には、退職年金というものができています。しかも、一般市民に対しては、ただ一つの年金制度として郵政省が持っている郵便年金制度しかない。この唯一の政府の機関としての年金制度をもっと飛躍的に効果あらしめるように、実績が上がるように、大臣としては少し馬力をかけてもらわないと、契約が

ほとんど減っている。これはしり細りです。政府事業の魅力というものは、色彩を欠いているばかりでなく、まさに凋落の一途をたどりつつあると言つても決して過言ではないと思う。郵政大臣たるもの、いかに考えられるか、御答弁願いたい。

○迫水国務大臣 お説の通りでございます。郵便年金というものは、任意契約による年金としては、政府の持つていた一つの年金制度である。強制年金としては、国民年金というものがあつますが……。今お話しのように凋落の一途をたどりつつあるというほどでもない。実は私思ふのですが、これは相当に努力して改善していかなければ伸展を期することはできない、こゝろ思つております。

そこで事務局でもよくその実態を認識しております。すでに私が着任します前年から研究をいたしておるのであります。できるだけ早い機会に結論を出す、可変年金というようなものは大蔵省等の相当の抵抗もあつて、おそらくなかなかむずかしいだらうと思ひますけれども、御趣旨に沿うように努力をいたします。

○受田委員 私、凋落の一途をたどりつつあると言つたのは、非常に遠慮して言つたのです。現実にあなたの方から出された資料を見ても、昭和二十六年以来一回も前年度より件数がふえたためしがない。まさに凋落の一途をたどりつつある。昭和二十六年以来ずっと凋落の一途をたどつてゐる。この私の言つたことが間違いかどうか。どうですか。

○板野政府委員 仰せの通り減つております。また募集の目標額もふやして

おりません。これは制度の関係もいろいろございまして、いろいろな客観的な条件を考慮いたしました。そういうふうなことにしておりますが、目標だけは達成しておるといふ状況でございます。件数は減りましたが平均の金額はふえますから目標は達成している、こゝろいうことになつておる次第でございます。

○受田委員 まさしく凋落の一途をたどつておるのですよ、これは。このことは率直に認めていただきたいのです。大臣どうです。現実に減つておるのです。貨幣価値がどんどん下がつておるのに、件数は減つたが契約高をふやしてあるという理論は成り立たないわけです。凋落しておるとはつきり言つたらどうですか。

○迫水国務大臣 凋落しておる姿を見ております。

○受田委員 凋落の一途をたどりつつある。十数年にわたつて一回も前年度よりふえた年はない。千人当たりの普及率も全部凋落しておる。この機会にカーブを上げる努力をされなさいやうな。年金制度についてはいささか政府の腰の入れ方が足りない。国民年金制度が今できておるが、国民年金制度でこれは満足できないという立場で、この郵便年金の検討に入らうというときですから、国家事業としてせつかく制度がある以上はこれを生かさなければならぬ。国民年金との関係で非常に遠慮されておるようですが、これは遠慮するよきな筋合いのものかどうか。

○迫水国務大臣 決して遠慮するよきな筋合いではございません。できるだけこれを皆さんに利用していただくよりに、そのためにさつきちよつと簡易

保険局長申しましたが、運用の問題と大蔵省との関係において考え直してもらうべき問題もすいぶんたくさんあると思ひますので、その点についてできるだけの努力をいたしたいと思ひます。

○受田委員 強制加入の制度と任意加入制度の相違点の妙味を發揮して、国民貯蓄という意味にも通するわけでございますから、少なくともこの機会に根本的な対策を立てて、来年度からカーブが上昇傾向へ転換できるように御努力をお願いいたします。これは嚴重に申し入れをしておきます。

さらに法案に触れていきたいのでございしますが、今御答弁を伺つておると、大蔵大臣との協議事項の中に大事なものをみながら取られておるじゃないですか。これはほとんど大蔵大臣と協議しなければならぬところに入つてしまつておる。法案の中の事業あるいは運営の中で一番大事なところは、郵政大臣が単独に処理できないよきな嚴重な規定がされているのですが、これによかつたわけだったので。

○板野政府委員 大体これは財務関係とか財政関係とか、いわゆる大蔵省の業務に關連する事項でございますし、またほかの事業団も大体こゝろいよきな協議をいたしておりますので、私どももいたしましては、できるだけ減らそうというよきな考へ方で参りましたけれども、やはりほかの事業団と同じにこれは扱ふべきだということ、こゝろいよきなふりにいたした次第でございます。

○受田委員 この第三十五条というのは、大蔵大臣があなたの大事な力というものを骨抜きにされておる規定な

んです。これをすつと当たつてみますと、おもな事業の対象になること及び運営の妙味を發揮するところ、これは、郵政大臣あるいは郵政省の獨特の持ち味を生かすことができない。協議とこのわざるときは郵政大臣の決定したところから従つて規定しない。

協議しなければならぬという嚴重な規定なんですから、郵政省獨特の持ち味といふものは、大臣あなたの力では果たされないという形になつておる。今簡易保険局長が御指摘されたよきな福祉事業の施設等についても、一々お許しを得て御相談をしなければならぬ、お伺いを立てなければならぬ、それから給与から退職手当の支給の基準までも一々御相談をしなければならぬ。あなたお一人の、郵政大臣の單獨の権限では行使できないという哀れな規定がここに出ておる。

○迫水国務大臣 率直に申し上げます、実はこの三十五条の規定というのは、私としてはあまり痛痒を感じないと思ひます。というのは、大体こゝろいよきなものは予算で縛られてくるよきなことが多いのでありまして、どういふ工合に金を使ふかということ、大蔵省としては非常に大事な点で、予算で縛つてくるわけでありまして、予算の交渉のときに形が大体ついてくる問題でございます。従ひまして、来年度どういよきな事業をするかということ、予算の重要な問題でございます。

で、当然大蔵省とは折衝をしなければならぬ問題でございます。それが資金計画とかいよきなことになつて、その資金計画を予算に從つて認可をするときに、形式的にもう一べんあらためて大蔵大臣の承認を受ける、これはま

あいやな条文であることはあるのですけれども、大体こゝろいよきな各事業団についての例文でありまして、私の方はこれによつて運用の妙味といふものを全部とられておるとは決して思ひませぬ。問題は予算の折衝のときに大部分片づく問題でありまして、そのときに郵政省が能力を發揮しておもな予算を獲得するよきな努力すれば問題は解決するんじゃないか、こゝろ思ひます。

○受田委員 郵政大臣と大蔵大臣が協議して協議とこのわざるときには、どういよきなことになるのです。

○迫水国務大臣 それは実行ができません。いよきなことになりまして、ただいま申しましたよきな内容に比べて思ひますから、予算がきまつた以上は、協議のよきなわなは金目に関する問題です。ですからこれは金目に関する問題です。金目に関する問題は予算といよきなところで一応の専門を通過できますから、話がついて予算がきまつた以上は、あとは形式的な一つの問題になつてくるんじゃないか。具体的にはこれがあるから非常に困るといふ事態はまず起らないと私は思つております。

○受田委員 まず起らないと思つても、大蔵大臣ががんな人であれば、あなたがいかに円満な交渉をされてもまたまらぬのです。またまらぬときには仕事ができないといよきなことになつてしまつて、別々に協議とこのわざるときは郵政大臣の決するよきな従つて書いてないのです。

○迫水国務大臣 予算の問題がそれであれば貸借対照表の締めくくりの

問題か決算の問題かどつちかですか、大蔵大臣が強情を張つたら、獲得した予算をたてにしてこちらも強情を張るだけのことでありまして、それで私の方か押えられてどうにもならぬということにはならない。問題はむしろ予算をどう取るかというその問題になつてくる。この条文それ自身はわれわれとしてはそう痛痒を感じないで、例文のようなものとして考えていいんじゃないか、こう思つておきます。

○受田委員 そのうじゃないのですよ、これは。従来幾つも例がある。第二十九条の一例を引きますよ。「給与及び退職手当の支給の基準を定め」というこの規定、この役員、職員に対する給与及び退職手当の支給の基準をきめる、または変更しようとするときに、たとえば理事長以下の方の給与を上簿下厚という線で理事長を十五万円にし、あるいは国務大臣と同じ十八万円にする、そのかわり下級職員を優遇する措置の一つの給与規定を設けたい、こういう案をあなたの方がお出しな

られても、大蔵大臣が、いやほかのところはこうなつていから、下の方を上げたら困るのだ、こうやられたならば、はいはいと従わなければ基準はきまりませんね。

○迫水国務大臣 私はこの給与の基準というよりなものは、結局予算のときに大蔵省との話し合いがつく問題でございますから、その予算の話のついたものと違ふ基準を私の方で定めようと思ひます、それは大蔵省は承知しないと思ひますが、問題は結局予算という問題だと思ひます。

○受田委員 予算の問題でないのです。大蔵省は給与法についてもちゃん

とワクをきめていて、理事長を十五万円にしたいといつて十五万円になりませんか。御答弁願ひたい。

○板野政府委員 ちょっと事務的なこととございますけれども、移行職員とあるいは先方に行きましての給与基準というものは、すでに大蔵省の給与課とも十分打ち合せておきますし、また他の事業団とのベースというものが必ずありますので、その給与基準を作手なことを言つて、いろいろ向こうからまた申し入れをするということ、は、めつたに私は起こらないといふふうに考へておる次第でございます。

○受田委員 他の公庫、公団、公社等のいわゆる政府関係機関あるいは政府出資の機関、こういうところの役員は、全部大蔵大臣のところで承認をとらなければ、協議しなければいけないという規定がそれぞれの法律に書いてある。ところが今度の事業団といふものは、性格が郵便年金とか簡易保険とかいう零細な、とても普通の立場でいつたならば大資本家がおられそうにない加入者の人々の、こういう事業を担当する機関ですから、待遇におきましては、大衆的な給与法、俸給法を作らなければならない。だから郵政職員であつたときよりは、地域給とか暫定手当とかあるいは超勤とか、いろいろものを一括して本俸を高めておく、こういう措置が当然とらなければならない。そのかわり役員は、大衆的な、大衆を相手にする事業であるから、役員は国務大臣よりも高い給与をとるといふことではなんだから十八万円で押える。あるいは政務次官と同

じ、国会議員と同じ十三万五千円で押える。あなた方大臣の給与より高い理事長ができるということになれば、これはやはり郵政省のお声がかかりの機関としては問題があると思ふ。そういうことはしんぼうしなければならぬ。大蔵大臣と協議すれば、公庫、公団、公社等は、大蔵省の天下り人事で、金を多く出して天下りさせておると比較されまから、そういうものと比較されまから、上を薄く下を厚くという思い切つた措置をとりたいといつても、あなたは大蔵大臣と協議される場合におそれ大蔵大臣に完全に縛られますよ、局長さんでしよう。

○板野政府委員 今度この事業団に移行いたします職員は、郵政職員でございます。事業団の俸給給与の基準といふものは、一般公庫公団と同じような基準といふことになりまされども、実際は現在の郵政職員がそこに移つていくわけでございますので、郵政職員であつたときの給与その他の権衡は十分考へて処置いたしたいといふふうに思つておる次第でございます。

○迫水国務大臣 受田さんの御質問は、一般的に公団の役員は、たとえば理事長というよりなものは二十万円くらいだけども、このところでは十八万円なら十八万円、一般の職員は、他の公庫、公団等のいろいろなものについては、一つのベースがあるけれども、これは特別なものであるから高いベースを持つようにした方がいい、そういうことを私どもの方が言つた場合に大蔵省に押えられるだろうといふことですが、私は基本的にいって、この

のものと特別な高いベースをここに置いたら、これは相当問題ではないかと思ふのです。というのは、一つそういう例を開くとほかの方から、どうしてあそこだけ高いのか、特殊な事情があるからといつても、それに右へなからえといふことを主張してくるものから、私は、その点は他の公団、事業団とは均衡のとれたベースであつてしかるべきだと思ひます。ただ役員を二十万円にするか十八万円にするかといふことはこれは問題であつて、これを二十五万円にするかといつても、十八万円にするかといふことについては大蔵省は抵抗しないのではないかと。十八万円にする気があるかどうかといふことをお聞きになれば、今のところはする気がありますという御返事は私はいたしませんけれども……でありますから、結局自分勝手な給与基準といふものは実際問題としては作れない、やはり他の類似といふものは、他の公庫、公団といふよりなものは均衡のとれたものであつてほしい、あるべきだ、これは思つております。

○受田委員 他の公庫、公団の職員は、給与は一定の額で統一されていらないのです。みなばらばらになつていらないです。これはあなたの方で調べたいだいたらわかる、初任給標準規定などみな違つていから、従つて特に大衆に接触し、超勤勤務など煩雑にやらなければならぬような立場の職員、他の公庫、公団、公社、政府出資その他政府関係機関に勤める一般職員に対して、その程度の色をつけたつて決して差つけられない。あまりに極端な色をつけろ

という意味ではないのですけれども、少なくとも一般的な基準で判断して、一番いい基準を持つていくという配慮をされることは決しておかしいことではないのです。それから総裁とか理事長とか、名称が違つておりますが、公庫、公団、公社等の役員手当も、二十五万円といふのもあれば二十万円といふのもあれば二十万円といふのもあります。いろいろばらばらなんです。そういう場合に、一つ今度の簡易保険事業の役員の手当は国務大臣の給与と同額にする、こういう措置をとることはできないことはない。そう言つても大蔵省では、これはやはり総裁、副総裁の規定があるから、一番低い二十万円以下にはならないといふ話になつた場合、あなた方は大蔵大臣に従わなければならないのか。一つ思い切つて国務大臣と同額にするといふ措置——値切るというわけではございませんが、二十万円といふお話があつても、国務大臣は十八万五千円ださうであります、十八万五千円という国務大臣と同額にする措置をおとりになる勇氣があるかないか。これがあなたの方の言明通りになれば、非常に郵政大臣の権威が高まるわけでありま。

りまして、それはよく研究いたしたいと思ひます。

○受田委員 この問題は大事な問題なんです。それは公庫、公団、公社等にも例があるのですが、恩給をもらっておる高級職員が天下りされるわけです。従つて、別に高い給与をもらわなくても、恩給の方の額と合計したら相当額になるのです。二十万円に三万、四万の恩給がつくと二十三万、四万になる、こういうことを考えていくならば、せつかくスタートされるこの事業団は、これは郵政省としては初めてですが、国務大臣と同額とするという前例をお聞きになることは、従来大蔵省のツルの一声で給与額がきまつた公社、公団、公庫、今後生まれるであろう公団、公庫、公庫に一つの刺激になると思ふ。英断をおふるいになることを希望する。それにおつきになる人はどなたであろうとも、一万円か二万円のことを言われなくて、国務大臣と同額のところで、謙虚な気持で努力していただきたい。新例を開いていただきたい。

○迫水国務大臣 受田さんのおっしゃるお気持はよくわかります。わかりませんが、厚生省所管の事業団の理事長は二十万円である、郵政省所管の事業団の理事長は十八万五千円であるとなると、どうも厚生大臣の力が強く郵政大臣の力が弱くないか、大蔵省に押えられたのじゃないかということ言われるのも、これもまた一つの問題であると思ひます。そこで問題は、二十万円であるか十八万五千円であるかということ、つまり問題の要点というのは、大蔵大臣に言われたから、大蔵大臣との話し合いがつかない

から、どうしても二十万円にしなければならぬのか、あるいは十八万五千円にしなければならぬのかという問題でなしに、郵政省がよく考えて、郵政省の考えの通り実行するのかがどうかというのが、私は問題だと思ひます。従ひまして、その点については、われわれの方でかりに十八万五千円が適当であると考へたのに、大蔵省がほかとのバランスがあるから二十万円にしろと言つて、どうしても承知をしないから、私は二十万円にせざるを得なかつたのだというところは言わないつもりです。十八万五千円というものが適当かどうかということについては、さらによ

○受田委員 こうした事業団の理事長の給与が、国務大臣より高くなければならぬ理由はどこにあるのですか。それをまずお聞きしましょう。

○迫水国務大臣 私は、そういうなければならぬという理由はないと思ひます。

○受田委員 そうであれば、もう率直にいつて、国務大臣と同格とするという原則をはつきりしておかれれば、他の関係機関とバランスをとるためにという一—大蔵省の意見はそうなつてい

るのですから、それに従わないで、むしろ謙虚な気持で郵政省は非常にりっぱな、上層下層の体系を作つたと國民には満足されるわけですか。

もう一つ、私これは法律が通つてしまつと、あとから参考にするこゝにになります。資料としてお願いしたいのは、せつかく二十九条の規定をお作りにならうとするのに、参考になる政府関係機関、政府出資機関等の役員の待遇と、一般職員の初任給と、こ

いうものの表をお調べになつておられると思ひますから、この委員会にお出しを願ひたい。そして郵政省が新例を開くという意味で、役員の方がまず謙虚な気持で行くのは、これは今の郵政大臣の御意見と一致するので、一つそれをぜひお願いしておきます。

なほここでお尋ねを申し上げておきたいことは、今度の事業団の組織、この組織を拝見しますと、本部と施設と分けておるのでございしますが、この施設は現場ということになるわけですか。通常現場に当たるところですか。

○板野政府委員 仕事場でございます。

○受田委員 そうしますと、この施設に關係している従来の職員、これは郵政省の職員として、今までやつてきていますね。

○板野政府委員 その通りでございます。

○受田委員 その職員が今度事業団の職員に切りかえられる。お医者さんなどがみなそれに切りかえられるわけですか。そのお医者さんの待遇はどのくらいか、その腹案を一つ示していただきたい。

役員の待遇はお聞きしたのでありますが、一般の職員の初任給をどのくらいにするか、あるいは医師の場合は医療職の待遇に準じた規定を俸給表のものを用ひようとするのか、あるいは特別のものを用ひようとするのか。

○板野政府委員 先ほど申し上げましたように、他の事業団の中にもいろいろ医療職のものが相当ございします。労働福祉事業団、厚生年金の關係もございしますので、それと権衡を見ながら、

きめていきたいというふうに考えておられる次第でございます。

○受田委員 施設で、将来の計画として、簡易保険の生活会館、成人病センターを考へておられるのですが、これは時期はいつごろ始めていきたいという目標を持っておられるか、及びそれらに対する全国的な配分というものは、一方所に固まらないで、全国に適当に分散するという方式をお持ちになつておられるかどうか、お答え願ひたいと思ひます。

○板野政府委員 成人病センターあるいは生活会館等につきましては、これをいつごろやつたらいいかということ、予算その他も非常に関係がございしますので、まだいつこれをやるかということにつきましては、別に成案はございしません。予算その他の關係を見ながら、特に私どもはこの利用の關係からいたしまして、やはり加入者のホームとか、あるいは保養施設というものを全国的に早く作りたいということを考えておりますので、どうして最初はそのう方面に力点が置かれるというふうに考へております。それから、そういうものにつきましては、全国的にできるだけ公平に、加入者の数とかあるいは他の施設の設置工合等を見まして、できるだけ公平にこれを考へていきたいというふうに思つておる次第でございます。

○受田委員 おしまいに、この診療施設などが中心になつて、一般医療体系というものを新しく事業団として考へていくわけでございますが、他の国家的医療施設、そういうものとの關係は、常に密接に考へてやううとしてお

られると思ひますが、どういう方法をおとりにならうとするか。

○板野政府委員 とりあへず、診療施設が二十九カ所でございますが、これをこれから増設するという考へは私ども持つておりません。ただ農村地帯で医療施設のないようなところの巡回サービスを一強化していきたいというふうに考へております。またこういう施設の運営につきましては、所管であります厚生省とも今後十分に連絡をとつていきたいというふうに考へておる次第でございます。

○受田委員 今お説の巡回診療班のようなのものが、山間僻地、島等、普通医療施設に慮まれていない地域に特に念を入れていただいで、簡易保険の大衆性——山間僻地、島嶼、こういうところに行き届いた、つまり一般の國家施設はそこまできなかな手が届かないところへ、國家施設の行き届かないような山間までも乗り込んで苦勞するのだ、こういうところへ貢献をしてもらうならば、この事業団の使命は非常に意義があると思ひます。そういう特別に國家施設の行き届かないところに入れた、そういう御計画を持つておるのか。

○板野政府委員 先生のおっしゃる通りに、私どもはできるだけ無医村、医療施設のないところに力点を置きたいてい。特にことしの予算におきましては、瀬戸内海におきます診療艇を三千万円で更改いたしました、島嶼のみずみずでも診療が行き渡るようにしたい、特に、先生のおっしゃる

かし、事業の全体の発展のために望ましいという心持はあつても変わつておりません、ただそれを事業費率をもつとどんどん上げてまでやるかどうか。私はやはり事業費率というものはだんだんに低下していく傾向の方が、事業全体としては喜ばしい傾向ではないかという気持があります。そこで、しかし、原さんのお話でございませう、また実際問題としてサービスを拡大していくことも事業全体のためにいいことではあります、この比率が大體どの辺にバランスが落ちついでいくかということについては、慎重に一つ研究をして、原さんのお気持もよくくみ入れて検討したいと思ひます。

○原(茂)委員 そすると、他には今の事業団あるいはこれに類するものなものを考へていない、そういうことになるわけですか。

○迫水国務大臣 もう一つの第二事業団というものは考へておりません。

○原(茂)委員 今大臣の言われた今こに出ております比率の中の事業費というものは、いわゆる純然たる経費というより、かたがた内容の経費といたしまして、時間がかかるとか、あるいはいろいろの設備がなければならぬ、あるいはいろいろの設備がなければならぬ、ここに於ておきます事業費というものは、いわゆる経営の中における一般管理費に属するような経費あるいは消耗費に属するような経費、こゝういった意味の、ただ消耗的な経費という意味のものではないだらうと思ひます。まあ事業団に投資されていくようなものを含めた経

費だらうと思ふ。そういうことになれば、何がしかの事業サービスといふものを計画したその額が事業費となつてここに現われているに違ひない。それが拡大されること、単に消耗経費が拡大していくようなニュアンスで受け取るということのあやまちであることは当然であると思ふ。そういう点から、私は少し疑義がありますが、大筋だけはわかりましたから、第一点はそれでよろしいと思ひます。ただ、私の言つた気持をもう少しくみ分けてみるという方向にできるだけ持つていく、資金の用途に關してわれわれは不満足を持っているから、こゝういふ点は十分に私どもの意圖も考へながら一つ検討を加えていただきたい。

それから二つ目にお伺ひしたいのは、これは人事部長がいなくてわからぬけれども、今度はおおむね事業団に行く方々は郵政の職員だらうと思ふんです。ほとんどが郵政の職員じゃないかと思ふ。これが出向という形で行くのか、転籍をしてしまふのか、これが第一点。

このような諸君を移されようとするときに、先ほどいろいろな待遇の問題があつたのですが、私はもう一点その上にお聞きしたいのは、時期の問題なんです。これはもう管理者の例にも大きな問題になつてはいるだらうと思ふんですが、たとえば全体的に郵政の転勤などが発令されていきますと、その時期というのは、今ちょうど三月なんです、これは四月、五月、六月なんかには転勤を発令されますと、子供を持つてゐる方はもう学校なんか処置ないんで

すね。今の学校の状況は、半端なときに転勤なり異動を命ぜられますと、おそれる求むようとしても教科書すら手に入らない。非常に無理をして、学校にあるいは自治体の長に頼んで子供の転入学等をやる。これは普通にはできない。非常に苦勞をする。うっかりすると、その子供の学校の事情から、現地に子供だけを残して親だけがとんでいくなこと、現に行なわれているんです。ですから、事業団が発足して職員が移っていく場合には、そういうことがもう計画として、今国会にこれが成立する見込みが立つたら、おそろく職員に異動に關しては粗案ができていくのだからと思ふので、三月から四月にかかると、四月、五月、六月の間に、四月から五月になつていよいよ本式にきまつてから発令をして、子供の転入学に支障を来たさうなことのな

いような配慮をすべきじゃないかと思ふ。三番目に、一般の問題ですが、今ちょっと触れましたように、職員なり管理者の側には、職員なりが、異動が行なわれるのじゃないかと思ふんです。その異動が行なわれるのも、やもすると四月、五月、六月になつてから異動の発令が今までは行なわれていたのじゃないかと思ふんです。今年もしやるのであれば、その時期にやろうとしてゐるのか、もしそうだとするならば、今言つたことを配慮して、この異動をさせるときには、もう三月のうちには内示をしてやつて、そして必ず行くのだから、あるいは話し合ひで

了解しなければ行かない人もあるでしょうが、当然その手続をとつて、よろしいといふことに少なくとも三月中には話をきめてやつて、学校の転入学等に支障を来たさないような配慮を、全職員に対して通常の問題としても配慮すべきである。この三つを一つ伺ひたい。

○迫水国務大臣 異動の時期の問題、非常に示唆に富んだお話を承つたと思ひます。実情はどうか、今度事業団が事務当局に聞いてみなければよくわかりませんが、今の点、出向であるかどうかといふことは事務当局からお答えいたさせます。

○板野政府委員 第一点でございませうが、郵政省を退職いたしました事業団に移る、しかしながら、また復帰したいといふ希望がございませう、また、そういう方たちについては、また適当な時期には復帰ができる、こゝういふことになるわけでございます。

それから、これの発足する時期でございませうが、私どももいたしましては、四月、できるだけ早く発足させたいと思ひます。

それから、今のこの事業団に参りませう場合の、転職していく人のいろいろな準備もございませう。従いまして、私どももいたしましては、すでにこの行くときの条件につきましては組合側に提示してございまして、いろいろ打ち合わせしてございませう。

それから、私どももこの法案がこの国会におきましてできるだけ早く御審議をお願い、御可決願えれば、これがまた一そりスムーズにいくなかといふふう

か。○原(茂)委員 最後の三つ目ですが、聞いておきたいのは、やはり今の職員の間、これは大臣にお尋ねして御意見を聞いておいたんですけれども、今度の事業団に移つていられる人は、おおむね郵政の職員なんです。原則として郵政の職員をもつてこの事業団の職員をさせるのだといふことになるわけですね。ところが、この事業団の仕事の内容を

○迫水国務大臣 私、従来の慣例をよく知りませんが、まあ比較的地位の低い人はそゝろくに転勤をするといふことはないのじゃないかと思ふんです。従つて、今のお話を切実に感じ

○原(茂)委員 最後の三つ目ですが、聞いておきたいのは、やはり今の職員の間、これは大臣にお尋ねして御意見を聞いておいたんですけれども、今度の事業団に移つていられる人は、おおむね郵政の職員なんです。原則として郵政の職員をもつてこの事業団の職員をさせるのだといふことになるわけですね。ところが、この事業団の仕事の内容を

○迫水国務大臣 私、従来の慣例をよく知りませんが、まあ比較的地位の低い人はそゝろくに転勤をするといふことはないのじゃないかと思ふんです。従つて、今のお話を切実に感じ

見ますと、郵政職員でなければいけないという仕事の内容ではない。ですから、何も郵政職員をこの事業団の職員にする必要はない。というのは、もう思い出しおられると思うのですが、特定郵便局長を任命しようというあの話のときに、原則としては郵政職員をもって局長にするのだ、しかし、いろいろな事情によって職員の中に適当な人がいないときには他から求めることもあるという考え方が正しいのじゃないかと私はあのとき申し上げたら、大臣は、どうもその点がはつきりしなかった。しないどころか、両方どっちでもいいのじゃないかという答弁があったように記憶するのです、そういう言い方ではありませんが、そういう点からいいますと、今度のこの事業団の方がもっと職員でなくてもいいのじゃないかと思えます、仕事の内容からいって、事業団に郵政職員が行くよりも、むしろ私は郵政職員の中から特定郵便局長に行くことの方が非常にマツチした状態にある。当然だ。だからこの機会に大臣にお伺いしたいのは、前回の問題のピリオドを打つ意味ですが、この事業団に郵政職員を移転させていこうと考えるならば、当然特定郵便局長の問題に關しても、原則としては郵政職員をもってこれに充てる、もしいろいろな事情によってその適任者がいないときには、他に人を求めることがあるという考え方が正しいと私は思いますが、この事業団の今回の職員の問題とあわせて、一つ大臣の見解を伺いたい。

○迫水國務大臣 お話でございませうけれども、特定郵便局長の任用の問題と、今回の職員移行の問題とは、これは同じ基礎で議論ができないのじゃないかと思えます。というのは、今度の場合は、現に人がそこで働いているのでありますけれども、その事業そのものが民間に移行いたしますので、そこに働いている人は廃官になるわけですから、その人をやめさせてしまおうということではなくて、その人を連れていく方が両方のためにいいという立場でございませう。もちろん今後新しくどこかに老人ホームができるというよりなときには、外部から人をとっていく。それも郵政職員の中から移していくのを原則とすることは考えておりません。郵政職員の中から移りたい希望の人があつたら、それは身内ですか、優先的に考える方がいいと思えますけれども、外部の人をとる。ですから、特定郵便局長の場合とこの場合とは、同じ基礎で議論をすべきではないと思ひます。お答えをするわけでありませうけれども、特定郵便局長の場合には、せんだつても申し上げました通り、一番大事なのは管理者としての識見と能力でありまして、そして地方的に信用のある人ということが大事だと思ひますので、部内、部外を問はず、そういう適格者ととらえるということが基本の方針であつてしかるべきだ、私はこう考えております。

○原(茂)委員 同質のものとは考えないのは常識なんです、内容が違ふんですから。しかし、人を動かそうという、あるいは使つていこうとする原則です。郵政という一つのかまで飯を食つて居る仲間の中から、事業団の方には出発の当初郵政職員を充てるんだということをきめておるでしょう。そのきめ方はいいと思ひます。というのは、適任者があるなら郵政の事業です。から、郵政の中からやろうとするのはかまわない。だから原則として郵政から行くのはよろしい。特定郵便局長だつて、その識見と人格等が云々された中で、職員の中を調べてみたらどうも不適格者だ、適格者がいないというときには他に求めるんだ。部内から求めるか、部外から求めるかを全くバラレルに、同時に考えるという事はあり得ない。人生のいろいろな事象にも、どんな場所でも何を考えても、同時に考えることはできない。どつちかが必ず先行するはずだ。部内か部外か。あるいは部内が先か部外が先か、同時に二つを考へるなという事はあり得ない。従つて、どつちを先に考へるかという事、今回の事業団における職員の問題と同じように、私は特定局長の場合にも、まず部外を先に考へることもあり得ないだらうという事なら、当然すなおな気持ちで言うなら、順序として部内者にはないかなとまず見るだらうと思ひます。そういふことを言葉に表わせば、原則として部内という事になる。どうも部内に適任者がいないときは部外に求める、こういふ順序になるのが常識じゃないでしょうか。事業団の仕事と特定郵便局長の仕事は同質のものだと私に聞かされて議論をして居るわけじゃない。いろいろな社会の中で、どんな面において、私はすなおに考へればこれが常識だと思ひます。大臣が何れが政治的な配慮があつて、特定郵便局長を部内から——これが原則だという事は絶対に今困るのだ、都合が悪いという理由でも言えるなら言つて、すなおにお前の言ふことは常識だと思ひつけ

ども、今の郵政当局の立場ではこういふ理由でそれが言えない、こう言つた方が時間が短くて済むのではないかと考へておられる、いつまでも時間がかかつてしまふから、なるべく簡潔に一つお願いいたします。

○迫水國務大臣 原則としてという言葉は、私が今頭にありますところを表現するには、必ずしも適当な表現でないと思ひますので、原さんがせつかく原則としてとおっしゃるのであれば、その言葉を使わずに答弁をしておるわけですか。

現実の事態を申し上げますと、一つの局について幾人かの候補者がある場合には、郵政監察局におきまして幾つかの問題点についてそれぞれはなはだ失礼な話でなければ、一応評価をいたしまして、その線点がこつちがどう高いというよりなこと、みんな相談をしてきめる、こういふことであります。

部内者を原則とするという言葉、それは部内者に適任者を求めてしかる後に部外者に行くという事を原則としてとおっしゃるのだと思ひます。ですから、そこで私がいやなわけなんです。勤務評定が同じだつたら、やはり身内は、血は水よりも濃いというので、おそらく部内の方が優先するのではないでしようか、そういうような感じは私にしますけれども、それを原則としてと言つて原則をきめようとなさるところに、私が必ずしも御満足ないくような答弁をしないわけですか。まずこつちで求めてしかる上にとつち、こういふことではないのです。実際候補者みんなに対して同じような立場において勤務評価をしまして、点の

同じ場合にはやはり身内の方が先にいくのが人情ではないかなと私は思ひますけれども、そのところをそれが原則という言葉を表わすのが、ちよつと私としては心持の中にありますものを表わす言葉としては適当でないと思ひますので、それに対して私が抵抗しておるわけですか。

○原(茂)委員 監察官が採点をするときに、両方一緒に同じ採点をする事はない。やはり郵政の監察官ですから、郵政部内者に同じ点をつけるにしてもまず先につける、それから部外者につける。順序からいって、その順序をすなおに言葉に表わすかと、まず先が部内者じゃないだらうかと、同じように一緒に部内、部外とも同時に頭でさつとつかんでみたり、監察官が採点しようと思つたりするとは、現実の脳みそがどうなつておるか知りませんが、私の脳みそでは、それはできない。やはり一緒に働いて居る者を先にやつて、それに手をつけて回りにまだいい者がいないかどうかという事で、次に部外者に点をつける。順序としてはすなおなるのだらう。すなおに言うならばすなおなるのです。よ。一緒にいふと、これは、大臣がよほど僕らよりもすば抜けた頭脳を持つて居るかも知れませんが、普通の郵政監察官はそんなふうにはいけません。すなおに言へば、私の言うよりも多分なる。ところがそういうのを言葉に表わすと、原則として、——まず先には部内者、こう言つてもいいのですが、そこまではどうですか。それはすうだといふにすなおに言へませんか。まず先に部内者。

○追水国務大臣 現実の問題として、候補者が幾人か申し出があるわけです。自薦、他薦いろいろありまして、郵政監察局にはいろいろな候補者が出ておられるわけですね。大体候補者について選考をするわけでありまして、その候補に上つておられる者が全部だめだといふよりな場合には、また次のほかの人がないかといつて探すわけでしょうが、原則という言葉を使うならば、候補としてあがつておられる人を原則として第一にする。こういうところならいいのですけれども、候補者の中で部内出身者は優先的にまず考慮せられるのだといふところは、私はそういうことではない方がよいのではないかとやはり思うのです。

○原(茂)委員 もう少し伺います。

この事業団の場合、今度の職員を全部郵政の職員で充てようと考えておられる。これはもちろん事業内容の質が違ふのですけれども、部外者というものをやはり一応候補者というか何かに出してきた者があるのか、全然それは考えないで、郵政職員をもつて充てようといふことを最初に考えたのですか、一応の候補者は部外者にもあつたのですか。選んだけれども、部内者が一番いい、こうなつたわけですか。

○追水国務大臣 ですから、先ほどから特定局長の場合とこの場合とが、同じ、原先生のおすきな言葉を使えば、原則で規制すべき事柄ではないといふことを最初に申し上げたので、この場合は現にそこに働いている人がおられる。それは臆官になつてやめるわけですね。そういうような事態において同列に判断することは私はしない。現にそこにいる人を優先的に使うといふ

ことは、現にそこにいる人なんですから、郵政部内のたといは熱海の老人ホームの職員を大分の郵便局長から選考してくるんじゃないのです。熱海にいる人をそのまま本領安堵でこれに置いておこうというのですから、全く特定郵便局長の場合とは違ふのじゃないかと思ひます。この場合には、そこにいる人をそのまま本人の希望があれば使ふ、本人が希望しない場合には、別にその人は配置転換をしてよそのところで使ふ、かりに全部希望しない場合には、それはまた別個に考えられるわけですから、それはまた別個に考えられるわけですから、それはまた別個に考えている人の希望がある。そういうこととて、特定局長の場合とは同じ基準では議論ができません、こう思ひます。

○原(茂)委員 そこら辺になると、大臣と私と、さつきから私が質が違ふのは当然だと言つておられるのはそこにあるのですが、今度の場合は、事業団といふいわゆる法人格の企業に転身するのです。今までも身分が変わるわけです。少なくとも身分が、今までの郵政職員といふ身分と全く同じではないのです。郵政といふものと事業団といふものは法人格が違ふ。違ふところ、今度とは別にか、本人が希望するしないは別にして変わるのです。特定郵便局において部内から局長を選ぼうとするときに、選ぶといふことに重点を置くから問題が起きてくるので、少なくとも一般職員から特定郵便局長になろうとする、変わらうとする、これは同じなんです。その変わり方の質が違ふ。内容が違ふ。片方は局長になる、片方は同じようないわゆる待遇、地位であるかもしれないけれども、自

分の所属する法人格が変わつてくるのです。変わることに間違ひはないのです。要するに郵政当局が変えようとしておられることは間違ひない。一般職員から局長に選ぶようにするの、一般職員が郵政職員であつた者を事業団の職員に選ぶようにするの、大臣が選ぶようにしておられることには間違ひがない。変えようとするときには、まず部内者、そこに働いているからという意味もあるでしょう、あるいはほんとうの本省なら本省の中で働いているという意味もあるでしょうが、とにかく部内に働いている者を、何といつても本能的に先に、身分を変えるときでも本能的に、たとえば今度の場合でも、ほかの者でもつてほんとうに適任者があ

るなら変えても差しつかえない。病院を運営しても、老人ホームを運営しても、なかなか黒字にはなつていない。ほんとうに国民へのサービスを考えたときには、黒字になるということが第一条件でなければいけない。なかなか黒字にはなつていないのです。もつと有能な人間があつて、ほんとうに優秀な業務手腕にかつて、また他に求めようがあるし、そういうことが必要だと考えたら、大臣ならできるはずなんです。またやるべきなんです。原則はその辺にあると私は思ふ。ですから、そういう前提があつて、なおかつ郵政職員だから、他に人を求めようとするしないで、まずそこに求めよう、違つた法人格の身分に登用して、こういうことをまず考えた

だらうと思ふ。これはいろいろなことを言つたつて、同じことなんです。郵政職員だからそのままにしようと思つたに違ひない。特定郵便局長も、一般職員から局長になるということ、これは、質は違ふけれども、変わることに違ひない。その変えようといふときには、やはり郵政部内の職員をまず先に頭に浮かべる、まず先にこれを登用しようといふことを考える。たまたまその老人ホームに働いているから、仕方なしにやつたといふのじゃない。郵政職員といふことが大前提にある。今度の事業団も、一緒に働いていたからといふので、事業団という名前に変わつても、老人ホームなら老人ホームに今まで働いていた、その内容といふものを継続して働かせようと思つたのだ、その考えたときには、郵政職員だといふことが潜在意識にちゃんとあつた、だから他を考へようと思つた、私はそう思ふ。ですから、特定郵便局長を選ぼう、あるいは昇進しようといふときも、部内からいふことをまず先に、それを原則といふことがいけなから、まず先に部内から、特定郵便局長を選ぶときにも考へていく、そういうふうには、まず先にぐらひは考へてしまふべきだと思ふ。

○追水国務大臣 原先生は、今回のものと特定郵便局長のケースといふものを対照しつてお話しになります、私は必ずしも全く趣旨が同一とは思ひませんけれども、今回の場合をかりに郵便局のケースでこれに似寄つた場合を探してみると、従来特定郵便局だつたものが普通郵便局に変わった、その普通郵便局長を一体どういふふうに変考するかといふ場合と今回の場合と

が、ほぼ似通つた場合のように私は思ひます。従来特定郵便局長であつた人がここに居る、しかもその郵便局といふのは今度普通郵便局に変わった、その普通郵便局長を選考するとき、従来特定郵便局長を優先的に考へるかどうかといふことについては、それはもう、その場合にも普通郵便局長を考へるときには、その特定郵便局長といふものは全然度外視して一般的に考へていくか、その特定郵便局長が適任者であつたらば、それをまあ原則として普通郵便局長に昇格といひますか、変わった場合にそのまま直していか、どういふふうなところか、今度のこの事業団の職員の異動とは同じ、それならまあほぼ同じことだと思ふ。そういうことだと思ひますので、従つて、そういうような場合には、従来特定郵便局長がまず選考の対象に上つて、それが普通郵便局長として適当な人だつたら、それはそのまま普通郵便局長に優先的にいく、それは私は承認をしてもいいと思ひますけれども、今までのその局長であつた人が新しくできる特定郵便局長になると、今までの熱海の老人ホームに働いておつた人が、そのままその老人ホームの職員になるのとはまるで違つたケースだから、こつちがどうだからそつちもどうだといふ理屈は、私はどうも承認できないと思ふ。若干ケースが違ふ場合があるかもしれないけれども、特定郵便局長が普通郵便局長に変わった場合の局長の選考方針については、従来特定郵便局長を第一に考へる、これについては私は確信を持ちます。

○佐藤委員長 原さんちよつと御了解を願いたいと思ふのですが、実は参議

が、私は似通つた場合のように私は思ひます。従来特定郵便局長であつた人がここに居る、しかもその郵便局といふのは今度普通郵便局に変わった、その普通郵便局長を選考するとき、従来特定郵便局長を優先的に考へるかどうかといふことについては、それはもう、その場合にも普通郵便局長を考へるときには、その特定郵便局長といふものは全然度外視して一般的に考へていくか、その特定郵便局長が適任者であつたらば、それをまあ原則として普通郵便局長に昇格といひますか、変わった場合にそのまま直していか、どういふふうなところか、今度のこの事業団の職員の異動とは同じ、それならまあほぼ同じことだと思ふ。そういうことだと思ひますので、従つて、そういうような場合には、従来特定郵便局長がまず選考の対象に上つて、それが普通郵便局長として適当な人だつたら、それはそのまま普通郵便局長に優先的にいく、それは私は承認をしてもいいと思ひますけれども、今までのその局長であつた人が新しくできる特定郵便局長になると、今までの熱海の老人ホームに働いておつた人が、そのままその老人ホームの職員になるのとはまるで違つたケースだから、こつちがどうだからそつちもどうだといふ理屈は、私はどうも承認できないと思ふ。若干ケースが違ふ場合があるかもしれないけれども、特定郵便局長が普通郵便局長に変わった場合の局長の選考方針については、従来特定郵便局長を第一に考へる、これについては私は確信を持ちます。

院の方で今社会党のどなたかが御質問をするということで、ぜひよこしてもらいたいと、先ほどから参っておるのですが、もしお差しつかえなかつたら、午後本会議散会後また委員会を開きますが、いかがでございますでしょうか。

○原(彦)委員 それじゃ一つだけ言っておいて、それでやめます。

大臣は、現実のケースを比較しようとするから、そういう論議が出てくる。私はそうではなくて、比較するなといういろいろ比較することがある、ただ、ほかに機会がないから、特定郵便局長というものと、たまたまあなた方が事業団というものを提出してきたから、これと比較して、ものの考え方として、郵政職員に対して何かそういうことを考えるときの考え方の順序は同じじゃないか、自分の仲間をまず先に本能的に考えるのはあたりまえだということ強く申し上げたいし、特定郵便局長にも同じことが言えるのだ、同僚が変わっているから云々とか、場所が変わっているから云々とか、問題じゃないということを私は言いたかつたのですが、これはやむを得ませんから、次の委員会のときに、私のいるときに何かの機会がありましたら、特定郵便局長問題だけはまたもう少し突っ込んで話をお伺いしたいと思っております、これで終わります。

○佐藤委員長 これより再開いたします。午後三時八分開議

臨時休憩いたします。午後零時二十分休憩

○原(彦)委員 それじゃ一つだけ言っておいて、それでやめます。

臨時休憩いたします。午後零時二十分休憩

○森本委員 先ほど同僚の受田委員もちょっと質問をいたしておりましたが、まず、私は大臣にお聞きしておきたいと思っております。今回は、この簡易生命保険と郵便年金の福祉事業を行ないまして、加入者にサービスをよくしていきこうと、こういうのが立法の趣旨でありまして、こういう施設を拡充し、強化をしていくということも、確かに加入者に対するサービスでございますけれども、特に簡易生命保険、郵便年金、この二つのうち、いまだに解決がつかない問題として、郵便年金の問題があるわけでありまして、これは簡易生命保険についても、先ほど受田委員の言ったようなこともございまして、戦時中は、御承知の通り、郵便年金の積立金というものはほとんど戦費に使われたというふうな事情もあるわけでありまして、今日、戦前の郵便年金の受給者が月十円なり二十円なり、郵便年金を受け取っておりまして、当時昭和十年ごろに二千円なり三千円なり四千元というふうな当時の二千円なり三千円というふうな金額になります、家が三軒も四軒も建つというふうなもの、自分が家が三軒三百年程度に千二百円程度全部払い込んだ人が、今は毎月よりやく二十円程度しかもら

えないという郵便年金の今の実態であります。簡易生命保険というのは、これは養老保険もありますけれども、実際問題として、その人が万が一病気になるってなくなった場合において、家族の生活を保障するという意味もありまして、この問題はしばらくおくといたしまして、郵便年金というものは、老後を安全に送ろう、こういうことで、郵便年金については自分が働いて掛金がかかれるときに、お上がやっておることだから、掛金をかけておいて、老後は郵便年金で安全に暮らす、こういうことで郵便年金に加入をしたわけでありまして、今日でも、そういう趣旨で郵便年金については郵政省が宣伝しておるわけでありまして、今後物価の問題がどう動いていくかというふうな問題の論議はあつたといつたすけれども、とりあえず、戦前のそういうふうな郵便年金の加入者で、現在受給資格があつてもらつておる者について、何らかの救済措置がないものだろうか。この救済措置がないもの、これが、こういうふうな福祉事業団をこしらえて施設を行なうというふうなことも、事業団そのものについては私たちが反対をしておるわけでありすけれども、施設を拡充するといふことについては、これはいいことではありますので、施設の拡充については私は反対いたしません、そういうことをやるよりか、まずこの郵便年金の戦前の加入者の現在受給しておる者について、一つ何らかの改善措置が講ぜられないものであろうか、その点を大臣からお聞きしたい、こう思ふわけであり

○迫水国務大臣 ただいま森本さんのおっしゃいました点は、私のところにも、極端にいえば一口に一週くらいの場合で、いなかの方から、日本全国各地から、そのことについて訴えが参ります。私、実際それは気の毒だといふ感じがしますし、またこういうことがあることが、現在の郵便年金の伸び悩みの最大の原因だと思つております。しかし、実際問題として、何らかの救済策を講ずるといふことは、具体的にいへば、少なくとも物価指数をまるまるなしたに、この物価指数の何割かというふうなものによつてこれを是正して、現在の二十円を百倍にすれば二千円、百五十倍にすれば三千円というふうな、私以外には、救済の方法はないわけなんですけれども、そのためには、過去に運用していたいわけの郵便年金の本来の原資をもつては、どうして不可能でありまして、どこからか余分な原資をつぎ込まなければならぬ、こういうことに相なりまして、一体その原資をつぎ込むゆとりがあるのかというところになります、これは問題でありますし、もし年金についてそういう処置を講じた場合には、それでは一般の預金についてはどうなるのか。要するにインフレーションの問題については、すべて政府が責任を負わなければならぬといふような問題にも関連をします、現在のところ、何とかならないものかといふことは感じますけれども、具体的にその処置がないことになっておりますことは、まことに残念でありますけれども、これはやむを得ない仕儀のように私は思います。

○森本委員 これは一般の預金とか、あるいは簡易生命保険とか、一般の生命保険とは、私は意味が違ふと思つております。これは一般の郵便貯金とはだいぶ性格が違ふわけでありまして、郵便年金というものは、当時のポスターを持ってきたらわかりますけれども、戦争に協力ができて、さらに老後は安全に送られて、政府がやるもので、確実なものである、こういうことで宣伝をしたはずであります。だから、そういう点を考えてみると、これは一般の郵便貯金あるいは生命保険のスライド問題とは、だいぶ違ふわけでありまして、そういう点からいって、おそらく大臣としては、一般会計からこれに投入するということは不可能であるといふような言い方をされると思つたすけれども、たとえば、この郵便年金なら郵便年金の資金だけを、特別に簡易生命保険と切り離して、その資金運用と運用をやつておつたとしたら、現実の問題としては、当然それだけの利益は上がつてきておるわけでありまして、この郵便年金の資金というものは、本来そりすべきものなんです。それを一般の簡易生命保険と同様の資金運用をやつてきておるから、こういう格好になつてきておるわけでありまして、これはやはりその責任といふものは、政府にあると思つております。その辺どうですか、大臣、あなたは大臣官僚の出身だから、そういう点についてはよくわかつておると思いますが……

○迫水国務大臣 戦前の郵便年金の原資は、十三億しかなかつたわけでありまして、十三億の原資といふものをかりに年一割で運用しておつたら、現在は

もう少し高い配当ができておつたはずだと思ひますが、当時一割で運用する方法が具体的にあればどうか。これは高利貸しでもすれば別であり、普通常のこういふようなもの原資の運用形態では、そんなものはやらないのじやないか。そういふようなことで、何割で運用したならばかくかくになるという事は、どうもこの際原資をよそから持つてくることを正当化する理由にはならないのじやないか。気持においては、全く血の出るような手紙が参りますから、私は、おそらく森本さん以上にその手紙に打たれるわけでありまして、数が少なければ、私自身何とかしてやりたいという気持があるわけでありまして、制度の問題としてはどうにもならないのじやないかと私は思ひます。

○森本委員 参考までに聞いておきますが、事務当局で検討してあります。現在の小額給付をしておるものの契約の総金額は幾らになりますか。

○板野政府委員 昭和二十一年九月三十日以前のもの、すなわち三千六百萬の年金のものについて申し上げますと、件数にいたしまして九十二万五千八百件、この年金の総額は一億五千九百万円ということになっておる次第でございます。

○森本委員 一億五千九百万円ということになると、かりにこれを物価でスライドしていくということになると、年金額としては大体どの程度になりますか。

○板野政府委員 物価にスライドいたしますと、約二千二百億見当を必要といたします。

○森本委員 二千二百億というのはどういふ話ですが、せめてその中の二十分の一の百億、あるいはその半分の五十億程度でも何とかならないものだろうか。これはほかの問題とだいぶ違ふと思ひます。たといきりぎり讀つて三十億程度でも、ある程度のスライドをするということ、郵政省が本式に交渉したことは、実は今までないと思ひます。歴代の大臣が、ただいま大臣が言うように、頭からこれはだめだということ、閣議にも、事務次官会議にも、これは一度も出したことではないと思ひます。その点の経過はどうですか。これを事務当局に聞いておきます。

○板野政府委員 仰せの通り、今までそういう交渉なり、申し出をしたことはございません。

○森本委員 大臣、あなたは大蔵省の出身で、現在は郵政大臣だし、そういう点を考えてみると、私は、二千二百億とか、百億とか、できもしないような非現実的なことは言ひませんが、せめて三十億でも五十億でもこれを持つてきて、そうしてこの信用回復をするというところが、郵政省としてまず第一の仕事です。これはいわば政府の施策の犠牲なんです。そういう人に対する思いやりという点を考えてみると、やはりこの点についてはいま一度じっくり事務当局で検討されて、そうして場合によつては事務次官会議に出す、あるいは郵政大臣が大蔵省と折衝してみる、これはできるできないは別として、一度こういふ気になつてやつてもらいたい、こう思ひわけでありまして、どうですか、大臣。

○迫水国務大臣 御承知のように、これは別だと言われるのですけれども、戦争中に私たちは戦時保険といふものを強制的にかけさせられて、家とかそのようなものに対する火災保険をかけました。戦時補償の一切の打ち切りによつて、そういうものももたらえなくなりました。そこで、これは火災があつたら戦時保険を払つてやるということでありまして、家が焼けたのですから、これは当然払わなければならぬ義務があるものであつて、それさえ払つてない。そういうようなものとの関連から考えますと、これはインフレの問題をさらにそれにつけ加えていきますなら、当時に保険金が二千万円だったものは、たとえは今二十万とか五十万とかいふようなことになつてくる。すぐそこまでするやうな問題でありまして、ことに三十億なら三十億でもいかにと言われるのですけれども、一体三十億といふ計算をどこから持ち出してきたのかといふと、何とか理屈を考へていかなければならぬ。そういうことになつていくと、役人の立場としてどうですか、なかなか——私も、政治家だからと森本さんに言われるかもしれないけれども、それをいきなり持ち出して交渉するだけの決心は、私にはちよつとつきかねます。まあよく研究しますという答弁をすれば、これでかへんしてもらえらうという事は知つておりますけれども、どうもそういう答弁をする勇氣はありません。

○板野政府委員 この問題につきましても、私も、申し出とか何かはいたしませんけれども、いろいろ研究をいたしてきたわけでございますが、やはり相当多額の経費を必要とするという事、これは私も力足らずで申しわけないと思ひますけれども、なかなか困難があるといふふうに考へております。それに対して、私ども、この年金制度を、先ほど申し上げましたように根本的に改めていきたいというふうに考へる次第でございます。

○森本委員 あまりこういふことで押し問答したくはありませんけれども、先ほど大臣が言われた保険の問題とは、この郵便年金はだいたい意味が違ふと思ひます。年金と保険制度と貯金は、これは学問的に趣旨が違ふらつても、私は根本的に趣旨が違ふらつても、私は、この問題については、私意見が出てくると思ひます。た、金がないからやれない、こういふことであつて、要は、その金をどうやって生み出すか、こういふ問題になつてくるわけでありまして、この福祉事業団の事業なんかにしても、将来十年なり二十年すれば、今の年間七億なり八億のものが、将来になればだんだんこれがふえてくる、こういふ計画になつておるわけでありまして、これも一つの奨励政策としてやつておるわけでありまして、だから、今からそういう点について検討していくとするならば、今の二千二百億という数字は、その年金の契約者に全部年金を支払つてしまつたときのことを言つておるわけでありまして、だから、一年間に支払うというものは、もつと少額になつてくるはずであります。今かりに七十の人なら七十の人が死ぬるまであと十年

あつたとしますと、それを払う分についての金額は、二千二百億にはならぬと思ひます。それを、たとえば五十億といふことは、それなら一体どこで理由をつけるかといふことになるやうな事になつておる。本来ならこういふふうにやりたいけれども、資金的にできないから、物価の倍数を下げた、こう言へば一つの理由になるわけでありまして、だから、そういう点を考へてみると、私は、必ずしもこれは全部が全部不可能であるとは考へられないわけでは、その点、大臣、もう少し数字的にも具体的に事務当局に検討させてみて、これならという成案ができれば、大臣が政治折衝を始めたならばよろしいわけであつて、一応大臣としても事務当局に検討、研究することを、立案方を指示してお願いしたい。そうしてそのよき案が出てきたならば、大臣がそれを政治的に判断をして、折衝するなり、これじゃまだだめならだめだ、こゝろ思ひわけでありまして。

○迫水国務大臣 心持の上では、森本さんのおっしゃる通り、きわめて共感を感じますので、一つ事務当局に、英知をばつて、何か理屈をつけて、過去の郵便年金を若干でも補正をするような理由と、その方法について、研究するように命じます。

○森本委員 それから現在の郵便年金と簡易生命保険の積立金であります。これは同じように処理をしておるわけですか。これは事務当局で検討してあります。

○板野政府委員 この勘定は、簡易生命保険と郵便年金は別々の勘定になつて

あつたとしますと、それを払う分についての金額は、二千二百億にはならぬと思ひます。それを、たとえば五十億といふことは、それなら一体どこで理由をつけるかといふことになるやうな事になつておる。本来ならこういふふうにやりたいけれども、資金的にできないから、物価の倍数を下げた、こう言へば一つの理由になるわけでありまして、だから、そういう点を考へてみると、私は、必ずしもこれは全部が全部不可能であるとは考へられないわけでは、その点、大臣、もう少し数字的にも具体的に事務当局に検討させてみて、これならという成案ができれば、大臣が政治折衝を始めたならばよろしいわけであつて、一応大臣としても事務当局に検討、研究することを、立案方を指示してお願いしたい。そうしてそのよき案が出てきたならば、大臣がそれを政治的に判断をして、折衝するなり、これじゃまだだめならだめだ、こゝろ思ひわけでありまして。

ておるわけでございますが、その運用は、これを一本にいたしまして運用いたしておる次第でございます。

○森本委員　そうしますと、今の郵便年金の積立金は、幾らありますか。

○板野政府委員　現在約四十三億円でございます。

○森本委員　現在加入しておりますところの、終戦後の郵便年金に加入をした件数は、幾らですか。それからその契約の年金額は……。

○板野政府委員　件数にいたしまして約三十五万件でございます。金額は——ちよつと数字を持っておりませんので、すぐここではじかせます。

○森本委員　そのうち、この簡易生命保険と郵便年金の積立金の運用については、これは現在大蔵省と郵政省とで運用しておるといふことになるわけですね。それと、この利回りを一つ御回答願いたい。

○板野政府委員　現在、財投のワクに入りまして運用いたしておるわけでございます。その利回りは、約六分といふことになりました。

○森本委員　大臣、これはちよつとこれから先の問題になるわけでありまして、これから先も、今言つたような物価の問題によつてこれは出てくるかも知れないわけでありまして、社会党でも政権がとれば安定をいたしますけれども、今のような自民党内閣がずっと続いておつて、今の経済政策をとつておられますと、どんどん物価が上がりまして、いずれにしても物価の値上がりというところによつて貨幣の価値が変わつてくるといふことは——資本主義が続く限り、物価が下がることは、今の歴史から考へてみますと、ほと

んどないわけでありまして、そういうたしなますと、いずれにしても貨幣の価値が下がっていくといふことはいえると思う。そういう場合に、この郵便年金を簡易生命保険と同じような積立金として一緒にしておいて、運用を一緒にしてやる方が、確かにめんどうくさくはないし、非常に簡易な方法だけれども、場合によつては、四十三億でありますから、わずかな金額でありますので、郵便年金の積立金だけは、大蔵省あたりとも十分折衝して、これを別々に運用して、この金だけはもつと利回りのいい運用方法を行なつて、たとえは現在の六分五厘とそれとの差は、あるいは経費費その他に使うのは七分なり七分にして、かりにこれが九分なりとになれば、その他に回つてくるというところを見越して積み立てていくとか、何か郵便年金の積立金だけは、郵便貯金、簡易生命保険と違つたやり方をしたいのではないかと。しかも、これは金額は、簡易生命保険あるいは郵便貯金と比べてきわめて少額になつておるわけでありまして、そういう点は、大臣、どうですか。

○迫水国務大臣　きわめて御示唆に富んだ御意見と思つた。というのには、先ほど、どの先生でしたかの御質問に簡易保険局長が答へまして、郵便年金の年金額を、物価指数に応じては言ひませんが、物価指数に比べて、その時勢に応じて変へることが出来るような、そういう年金を一つ考へる。そういう場合に、資金の運用といふものを、物価の変動するようなものにつないでおく以外には、道はないわけですね。たとえば株を持つとか、あるいは不動産

を買つておくとか、そういうようなこと以外には、実は方法がないと思ひます。従ひまして、今変へることが出来る年金といふものを研究するといふような場合には、当然今の運用を簡易生命保険とは別にしておいて、物価の動きにくつたものに投資をするといふ格好、あるいは特別有利なものにしてそれを積み立てるといふ、今御示唆のありましたようなことにしなければ、できないと思ひますから、その点は、今まで私そこまで気がつかなかつたわけですが、熱心に研究いたします。

○森本委員　熱心に検討するといふことで、一応今のところは仕方があります。せんが、ただ、物価にスライドするといふ年金制度を作るといふことは、口で言うべくしてそれほど簡単なものではないと思ひます。たとえば国民年金のようなり方をやつた場合、掛金がふえていくという形になつてくると、これは比較的やりやすいけれども郵便年金のようなり方をとおるものをスライドしていくとおることを初めからきめた郵便年金制度といふものについて、掛金率その他については、口では言うべくしてなかなかむずかしいと思ひます。しかし、それはぜひそういう方向で検討したいと思ひますが、それをやるにいたしまして、何にいたしまして、やはり私がやつておいてもらいたいと思ひます。現在の会計制度、財政制度においても、郵便年金の積立金の運用については、これを別会計にする、そうしてこの郵便年金の積立金の運用だけは、現在よりも利回りをよくして、郵政省が全部自主的に運用が出来る、いわゆる株式投資で

何でも郵政省が出来るような法律的措施を講じて、かりにその金が余つても、これは郵便年金の積立金は、郵便年金の特別会計の中に、いわゆる剰余金あるいは利益金として計算をしていけばいいわけでありまして、これは現在でも出来るわけでありまして、ただ、いかにと申して大蔵省なんです。そんなことをやつてもらつたら、一元的なことでだめだ、こつとこつとこつと。しかし、それは言つても、金額が今言つたようにわずかに四十三億程度の金額なら、郵政大臣がまづ正面から、実はこつとこつとこつと理由でこの問題だけはおれのところはやらなければならぬといふことで、まじめに大蔵省に折衝し、協議をすれば、とりあえずの措置として、私は、郵便年金の積立金の運用だけでも切り離せるのではないかと、このことを言つておるわけであつて、これは将来のことを言つておるわけではない。現実は今できるのではないかと、またやつた方がよくはないか、こつとこつとこつとを言つておるわけでありまして。

○迫水国務大臣　次から次にいろいろなことを教へられまして、非常に啓発されましたことを感謝いたしますが、さつと研究をいたします。そういうことをやるために法律が要るか要らないかといふことも、一つ研究いたしたいと思います。

○森本委員　一つよく検討したいと思ひますが、これは法律を改正すれば出来るわけでありまして、その点を十分にお考へ願つておきたいと思ひます。

それからこつとこつと機会でありまして、さらに大臣に申し上げておきたいと思ひますが、これは施政方針のときに私の方から聞くべきであつたと思ひますが、前の国会において、この簡易生命保険の積立金の運用の拡大に関する法律が出たわけでありまして、この法律については、当委員会としては満場一致で通つております。そのときに満場一致で付帯決議をつけて、あれはたしか電源開発その他だけだつたと思ひますが、これをさらに有利に展開するように郵政省として、検討すべきである、こつとこつとこつと意味の付帯決議をつけて通つたわけでありまして。当時の小金大臣は、付帯決議を尊重いたしました。これは恒例でありまして、付帯決議を十分に尊重いたしまして行ないます。こつとこつとこつと答へたとしておりますが、私は、この国会あたりでこつとこつと法律案件が出ておつたわけでありまして、一向に目の見ないわけでありまして、この点については、大臣は、前大臣からこつとこつと引継ぎを受けて、今の保険局長あたりからこつとこつと報告を受けているわけでありまして。この国会にこつとこつと点については出す、出さないといふようなことについても、省議で検討してみたいと思ひます。

○迫水国務大臣　簡易生命保険の積立金の運用について出来るだけ有利にしよつと考へ方は、もちろん私も賛成であります。小金大臣からこつとこつと引継ぎを受けたかといふことは、こつとこつと私具體的に口頭をもつて引継ぎを受けなかつたと思ひますが、この國

会です。いろいろ附帯決議がついていて、私も、私は承知いたしてあります。それで、先だってから、市中から金融債を買って入れてみたり、そういうような方向で、できるだけ高く、二銭四厘で買おうと思つていたのですが、とうとう押えられて二銭にしましたが、今度は少し高く買おうと思つてありますし、努力したいと思つてあります。

○森本委員 買ったところが、証券界から反響を受けて、また足が縮まった格好になっていくわけでありまして、いずれにしましても、それはそれとしまして、現在の法律でもまだまだ手のないところがあるわけでありまして、そういう点については、その附帯決議の中に、今後この点についても拡大をし、検討していくことをうたつていくわけでありまして、郵政省では、その点についての検討が実はなされていなくてあります。それは保険局あたりで協議されても、どうも今の大臣に出しても怒られるからというところ、やめておこうかというところになったのかもしれないが、正式に省議にはそういう話は出ていないと思つてます。しかし、院の意思というものはそこにあつたわけでありまして、あと大蔵省と郵政省が折衝してみようなるか、あるいはそれが困難でどうなるかは別として、郵政省は一応この前の小金大臣の意思を尊重して、これに対する立案をして、これを閣議に出さう、あるいは大蔵大臣と折衝するといふ任務が、この国会に対してもあるわけでありまして、その点が、今の金融債の買つた分とは実は違ふんです。だから、金融債の買つたものは買つたもので後日論議しようと思つておられます。

たが、今言つた融資の範囲をさらに拡大するといふ点について大臣の――今まではそれはあまりやつていなかつたから、一つこの点については、院の意思というものを十分に尊重して、院の意に、立法的な技術を漸次検討すべきである、こういうことを言つておられるわけでありまして、大臣、どうですか。

○板野政府委員 事務的にお答えを申し上げます。実はこの委員会の決議に基づきまして、私も鋭意検討して参つたわけでございます。できるだけ有利な方面に一つ拡大をいたしたいということで、たとえば電力事業とかあるいはガス事業、そういうような公益事業に対する社債の購入等についても、検討している次第でございます。

また、余裕金の直接運用の問題、あるいは政令四三〇号に基づきます積立金の返還の問題、あるいは運用法の一部改正の問題等、もし改正いたしますならば、そういう問題もまとめて一つやりたいということで、鋭意検討して参つたわけでございますけれども、まことに申しわけない次第でございます。いかねるといふ状況になりまして、その点につきましては、大臣にも御報告を申し上げておる次第でございます。

○迫水国務大臣 引き続きまして鋭意検討して、できるだけ早い機会に御希望に沿うような法律案を出したいと思つております。

○森本委員 これは一つ大臣も事務当局も両方が一緒になつて、大いに御努力をお願いしたい、こう思つたわけでありまして。これは院の意思がそこにあるわけでありまして、郵政大臣としては、一つも遠慮は要らぬわけでありまして。ただ、それが具体的にどういふことになるかといふ点については、またわれわれも意見があるわけでありまして、けれども、とにかく範囲を拡大する方向の立法、改正といふことについては、これは院の意思でありまして、その点を十分に御努力をお願いしたいと思います。

それでは本論の福祉事業法についての質問に移つていきたいと思つて、まずお聞きをしたいことは、この簡易生命保険についても、郵便年金についても、これは法律において、営利事業ではない、余つた金ができたならば、すべてこれは還付金として、いわゆる加入者に返すものであるということとを明確にうたつておられるわけですね。だから、そういう趣旨において、この福祉施設といふものを行なつてきておられるわけでありまして、この福祉施設についても、これはまだわずかに昭和三十三年に法律が改正されただけでありまして、今までは老人ホームなどというものはなかつたわけでありまして、たまたま老人ホームといふようなことについては、一般から喜ばれておるといふことで、かなり拡大をしようといふ方向で参つたわけでありまして、ただ、問題になりますことは、保険を取り扱つております当事者の従業員としては、外勤職については、よく一般の民間生命保険と比較をせられるわけですね。民間生命保険の返つてくる金は、かなりだ、もし済んだらこうだ、そういう比較論を非常にせられるわけでありまして。何といたしまして、一般の加入者といふものは、こういう施設を提供してもらうということよりも、実際は

掛金がなくなつたときにどの程度戻つてくるか、満期になつたときにどの程度有利になつて戻つてくるかといふことによつて、簡易生命保険に入るか、民間生命保険に入るかといふことを判断するといふのが、今日の一般の市民の常識であります。そういう点を考えてみた場合、こういうふうな利益金、剰余金が出た場合、一体これは基本的にすべて還付金として加入者に分配すべきものであるかどうか。そういう剰余金の分配の原則といふものは、郵政省としては那邊にこれを立てておるか。そのことをまず聞きたい。

○板野政府委員 仰せの通り、もしこの特別会計におきまして剰余金が発生いたしますと、これは分配金に回すべきものであるという規定がございます。ただ、この福祉施設に参り、資金を投入する場合には、これは原則的には、これは原則的には、これは分配金に回すけれども、郵政大臣は、この簡易保険法の六十八条、年金の四十二条によつて、実際は剰余金から出るものがございます。すけれども、必要な経費として、そういう福祉施設を行なうことに実質的にはなる次第でございます。従いまして、加入者の福祉施設に利用いたしました場合には、やはり施設の持つ効果、あるいは投入する経費の多寡といふことが、一つ問題でございます。従いまして、効果の点につきましては、福祉施設といふものがやはり加入者のためにも役立つはず、また、事業の募集なり、維持なり、PRにも相当役立つわけでありまして、こういう福祉施設をしたらどうであらうか。しかし、どのくらいの金額を使つたらいいかといふことになりまして、やはりそこに

問題がございますので、一応剰余金の大体五〇程度、あるいは収入保険料の一〇程度をめぐらしておられるわけでございます。このように考えてみますと、たとえば福祉施設に十億円を行使するといつたとしても、一件当たりが年二十四、月二円程度のものになります。このくらいのものであれば、福祉施設として投ずる方が、加入者のためにも、事業のPRのためにもいいのではないかとはいふ、私も私も考えておる次第であります。

たつてそれを分割してやらなくてはならぬというような、予算執行上の不利な面があるわけでございます。

また、第二点といたしましては、福祉施設関係の会計の明確化ということでございます。福祉施設の運営に要

します経費は、現在簡保会計から郵政事業特別会計に繰り入れまして、郵便貯金、保険等の事業と総合的に運営されておるわけでございます。ため

に、利用者の増加によります利用料収入の増加、あるいは経費節減という

経営上の努力を取支の上に反映さすという事が、なかなか困難な状況でございます。この

につきましても、はつきり簡保会計から事業団に出資されれば、その経

理が明確化され、有効適切な経営方式をとることができるといふふうに考

えております。

それから三番目には、施設の建設上の問題でありますけれども、ごつくば

らんに申し上げますと、すでに今までの予算上成立いたしておりますホーム

の建設が、まだ相当残つておるわけでございます。けれども、これはなかなか

建設がうまくいかない。これはもちろん省側の予算なりあるいは定員の措置

というごさいもございまして、やはりこれは事実問題といたしまして、事業団に移りますれば、これも一年

内にてきてしまふというような利点がございまして、

また、第四番目には、要員確保の問題でございますが、福祉施設が今後増設される場合には、これがもし郵政省にございまして、行政機構の拡充と申しますか、定員の確保の部

面というごさいが、この事業がそういう

ような仕事であるばかりに、なかなか困難でございますけれども、事業団に

なれば、事業団自身の施設に要する要員を、経費として見込んでこれを確保

することができるといふことござい

ます。

第五点といたしましては、管理面におきまして責任ある体制がとられる。

もあろう。現在におきまして、郵政大臣を初め保険局長が責任を持ってやる

わけでございますが、ほかにも重要ないろいろな問題もございまして、

やはりここに事業団を作つて、理事長を頂点といたしまして責任ある組織を作

りますれば、さらにこれがうまくいくのじゃないかというふうに考えてお

ります。現に、社会保障のいろいろな施設を見ても、労務保障のいろいろな施

設を見てみますと、労務保障につきま

す。また、失業保険につきましても、雇用促進事業団がございまして、

厚生年金につきましても、厚生団がございまして、国民年金、船員保険、厚生

年金につきましても、年金福祉事業団を作りまして、責任ある体制のもと

に、より能率的にやつていっておる、こういう実情でございます。

○森本委員 それは用意した答弁です

から、今のようになかなかすらすらと

できませんけれども、あとの八割くらい

までではあとからつづけ足した理由であり

まして、それは確かに予算の移用、流

用ができて弾力性ができるといふ、こ

の点は私は認めます。しかし、会計制

度その他については、郵便貯金だつて

これは一緒であります。それから定員

の問題についても、これは予算が取れ

れば雇えるわけありますから、今定

員法において郵政省は縛られているわけ

でございます。確かに予算の移用、流

用ができて弾力性ができるといふ、この点は私は認めます。しかし、会計制度その他については、郵便貯金だつてこれは一緒であります。それから定員の問題についても、これは予算が取れば雇えるわけありますから、今定

額は、全部でどの程度になりますか。

○森本委員 それから現物出資の評価

額は、全部でどの程度になりますか。

○森本委員 それから現物出資の評価

額は、全部でどの程度になりますか。

○森本委員 それから現物出資の評価

額は、全部でどの程度になりますか。

○森本委員 それから現物出資の評価

額は、全部でどの程度になりますか。

○森本委員 それから現物出資の評価

額は、全部でどの程度になりますか。

○森本委員 それから現物出資の評価

額は、全部でどの程度になりますか。

○森本委員 それから現物出資の評価

額は、全部でどの程度になりますか。

たしましたときの帳簿価格の評価額によつておるわけでありまして、

○森本委員 ちよつとこの評価額につ

いても何でありますか、あとからこれ

は資料でその明細を出していただか

せんか。

○板野政府委員 よろしゅうございま

す。

○森本委員 それからこの三十七年度

に新しい計画はありますか。この九億

の中に……

○板野政府委員 三十七年度の支出と

いたしましては、第九次のホームの土

地、建物、二億二千三百万円成立

してあります。それから第十次の

ホームにつきましても、土地だけ五千万円成立いたしております。それから

たる事務所を置くことができる。』といふことになっておりますが、大体どういふところに事務所ができるわけですか。

○板野政府委員 現在その予定はございませぬけれども、施設が相当できて参りますと、たとえば大阪方面におきましては、和歌山なり、そのほかに相当できて参りますれば、そういう施設の多いところから従たる事務所を置いていきたいというふうに考えております。

○森本委員 そうすると、三十七年度には従たる事務所は置かないわけですか。

○板野政府委員 そのように考えております。

○森本委員 そろそろいたしますと、この職員であります、あなたの方の資料から見ますと、理事長、理事、監事、こういうことになっておりますが、これはまあいいわけでありまして、本部それから施設ということで、本部に三十四名と、こういうことになっておられるわけでありまして、これについては理事の下には、このあなたの方の資料では部長を兼任をする、こういうことになっておられると思ひますが、その場合、部はこれ三つしかないわけでありまして、そういうことを、兼任をする理事が二人と、あとは無任所の理事、こういうことになるわけですか。

○板野政府委員 部は二つを予定しておりますので、理事の三人のうち一人が、総括理的な役をすることになります。

○森本委員 それからその部長の下に課が四つあるわけでありまして、これは課長、それからそういう職制はどう

いふふうになってくるわけでありまして、予定してございまして、総務部には総務課、会計課、事業部には事業課、施設課、総務課におきましては、庶務、厚生、労働を所管いたし、会計課におきましては、予算、決算、物品、事業課におきましては、施設の設置計画なり、運営を所管いたし、施設課におきましては、財産管理、あるいは工事をするというふうな予定にいたしてございまして、

○森本委員 そういたしますと、これは職制としては、いわゆる部ということになりますか、あなたの方の説明の中にあります、私はその前に、これは人事部長に言うておきたいと思つたけれども、人事部長が来ておられませんので、大臣に言うておきますが、実は、きのうになって、これだけの膨大な重要な資料というものを正式に委員会にくれたわけでありまして、ところが、一番大事な俸給とか、職位とか、すべての内容がこれに網羅せられておられるわけでありまして、これによって、今度の事業団の全貌というものがよく明らかになるわけでありまして、これはきのう要求いたしましたので早速に作つたと思ひますが、本来なら、こういうものは早く郵政省の中において十分に協議をして、委員にはさつと配れる、こういういふ態勢を今後ぜひとももらいた

い。大臣、委員会ではさつと配れる、こゝろで、委員会でそういうことがあつたといふことを人事部長にもよくお伝え願つておきたい、こう思つたわけでありまして。

○森本委員 それからその部長の下に課が四つあるわけでありまして、これは課長、それからそういう職制はどう

いふふうになってくるわけでありまして、予定してございまして、総務部には総務課、会計課、事業部には事業課、施設課、総務課におきましては、庶務、厚生、労働を所管いたし、会計課におきましては、予算、決算、物品、事業課におきましては、施設の設置計画なり、運営を所管いたし、施設課におきましては、財産管理、あるいは工事をするというふうな予定にいたしてございまして、

○森本委員 そういたしますと、この簡易保険診療所、加入者ホームとかいふものは、それぞれ所長というものができると思ひますが、その所長クラスというものは、この職名でいくと、どの辺のクラスになるわけですか。

○板野政府委員 その勤務年限等にもよりますが、大体参事なりあるいは副参事になるというふうに考えております。

○森本委員 そろそろいたしますと、この何になりまして、あなたの方の説明の中にあります、私はその前に、これは人事部長に言うておきたいと思つたけれども、人事部長が来ておられませんので、大臣に言うておきますが、実は、きのうになって、これだけの膨大な重要な資料というものを正式に委員会にくれたわけでありまして、ところが、一番大事な俸給とか、職位とか、すべての内容がこれに網羅せられておられるわけでありまして、これによって、今度の事業団の全貌というものがよく明らかになるわけでありまして、これはきのう要求いたしましたので早速に作つたと思ひますが、本来なら、こういうものは早く郵政省の中において十分に協議をして、委員にはさつと配れる、こういういふ態勢を今後ぜひとももらいた

い。大臣、委員会ではさつと配れる、こゝろで、委員会でそういうことがあつたといふことを人事部長にもよくお伝え願つておきたい、こう思つたわけでありまして。

○森本委員 それなら、上席参事というものは何ですか。

○板野政府委員 課長は参事でございます、ただいまのところ理事が兼任でございます、それ以外、専任の部長を置きたい、そういうふうな場合におきましては、部長は上席参事ということになるわけでございます。

○森本委員 それなら、今後大きな福祉施設ができますれば、この長はやはり上席参事になるというふうに考えておられる次第でございます。

○森本委員 それではもとへ返りまして、条項の次へいきたいと思います、

○板野政府委員 役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。こういうことになっておりますが、これは将来ふやそうというよりな意思があるかどうか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○森本委員 それではもとへ返りまして、条項の次へいきたいと思います、

○板野政府委員 役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。こういうことになっておりますが、これは将来ふやそうというよりな意思があるかどうか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○板野政府委員 ほとんど施設が拡充されていきますと、この役員では足らなくなると思ひますので、将来はこれをふやしていきたいというふうに考えております。

○森本委員 その場合、一つ資料として、この事業団の十カ年の計画を——今できておる計画は、どの程度ですか。何カ年先のものですか。

○板野政府委員 大体十カ年計画を一応作つておる次第でございます。

○森本委員 その十カ年計画を一応資料として一つ御提出を願いたいと思ひます。

○板野政府委員 よろしゅうございませぬ。

○森本委員 それから第十一条の役員任期と十条の理事、理事長及び監事というところになるわけでございます、要するに、事業団の会計監査というものは、この監事が全部責任を持つわけでありまして、

○板野政府委員 その通りでございます。

○森本委員 これはあとの条項に出て参りますけれども、それは郵政省の監察官がこれを監察するということはないわけですね。

○板野政府委員 ございませぬ。

○森本委員 これはさつと配れる、こゝろで、委員会でそういうことがあつたといふことを人事部長にもよくお伝え願つておきたい、こう思つたわけでありまして。

○森本委員 それではもとへ返りまして、条項の次へいきたいと思います、

○板野政府委員 役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。こういうことになっておりますが、これは将来ふやそうというよりな意思があるかどうか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○板野政府委員 法律の第二十三条におきましては、事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表、損益計算書というものを作成しまして、郵政大臣に提出して、その承認を受けるということにもなつております。また、その第二項におきましては、決算報告書、財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添附しなければならぬという事になりまして、提出がございまして、関係の機関におきまして、これをよく対査をいたすわけでありまして、また、郵政大臣は、その監督を發動いたしまして、いろいろな報告を求めるともできますし、検査もできることになっております。また、検査院におきまして、この会計を検査するということになっておりますし、

○森本委員 条項はどこにあること呼ぶ、これは会計検査院法二十二条五号によりまして、事業団に対しては検査院が検査をするということになっております。またこの法律の附則の第二十一条におきまして、行政管理局もまたこれに對する、これは業務上でありまして、検査をするということになって

おります、そういう面におきまして

○森本委員 それではもとへ返りまして、条項の次へいきたいと思います、

○板野政府委員 役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。こういうことになっておりますが、これは将来ふやそうというよりな意思があるかどうか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○森本委員 それではもとへ返りまして、条項の次へいきたいと思います、

○板野政府委員 役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。こういうことになっておりますが、これは将来ふやそうというよりな意思があるかどうか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○森本委員 それではもとへ返りまして、条項の次へいきたいと思います、

○板野政府委員 役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。こういうことになっておりますが、これは将来ふやそうというよりな意思があるかどうか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

も、万全を期してやるつもりでございます。

○森本委員 行政管理庁の場合はこれは普通であります。会計検査院というものは、どの条項ですか。この条項にどこか出てくるわけですか。

○板野政府委員 会計検査院法の第二十二号第五号によりまして、「国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計」が検査の対象になっておる次第でございます。検査院法によつて当然検査を受けるわけでございます。

○森本委員 そういふことであるとすれば、これはいいわけでありまして、ただ、私はここでちょっと聞いておきたいと思つて、第三十二条の「郵政大臣は、云々」という項がありますが、これは郵政監察とかいふことをさしておるわけじゃないのですか。三十二条の一項です。

○板野政府委員 これは直接に郵政省におきまして、たとえば保険局でこのいろいろな福祉事業団の關係の仕事もいたすわけでございますので、その機関を通じて、立ち入り検査なり、あるいは帳簿書類その他必要な検査をするという趣旨でございます。

○森本委員 これはしかし、かりに監察官を派遣して監察をするということ、この条項においてやろうと思えばできるでしょう。これは将来問題になりますから、私ははっきりしておきたいと思つておきます。

○板野政府委員 監察官は、郵政事業につきまして監察をするということになつておりました。これはすでに事業団にまかせてしまつた仕事でございますので、郵政事業ではないということ

になりますので、監察ではこれはできないというふうになつております。

○森本委員 そうすると、これは郵政省なら郵政省、保険部なら保険部でやる、こういうことですか。

○板野政府委員 設置法の改正によりまして、保険局でこれをやる、こういうことになる次第でございます。

○森本委員 だから、保険局でありますから、地方の場合には、郵政局の保険部がやるわけですか。

○板野政府委員 そういふ場合もございませぬ。

○森本委員 それからこの「役員」の任期は、三年とする」といふのは、おそらく他の公団と同様に三年にしたと思つておられますが、これより長い事業団、それから短い事業団といふのは、どういふ例がありますか。

○板野政府委員 大体四年としておるところも相当ございませぬが、日本蚕糸事業団、石炭鉱業合理化事業団、畜産振興事業団につきましては、三年といつたしております。

○森本委員 「理事は、理事長が郵政大臣の認可を受けて任命する。」「理事長及び監事は、郵政大臣が任命する。」こういうこととありますが、きのうの大臣の答弁を聞いておられますと、こういうものをもし官僚がやる場合には、すべて反省期間を与えてそれから任命する、こういうことを言われたのであります。これはその通り確認しておいていいわけですか。

○迫水国務大臣 私は、きのう申し上げた通りをここで確認いたします。

○森本委員 そうしますと、やはりこれは一応現職を退いて、最低一年程度は閑職におつて、こういうことになる

わけですね。もう一べんよく確認をしておいて下さいよ。これは大事な点でありますので。たとえば現在相当年令のいつた郵政局の局長がある。あるいは本省の何々部長がある。もう国会も終わつたし、この際人事を刷新すべきである。ちよつと事業団ができた。お前はあつてへ行け。お前はもうやめろ。こういうことは、今までやってきた例なんですよ。しかし、大臣のきのうの答弁の趣旨を聞いておると、それはやらない、こういうことになるわけでありませぬから、かりにこの理事なり理事長になる人は、最低一年程度は反省期間がなければならぬ。こういうことにならうと思つておられますが、その点どうですか。

○迫水国務大臣 どういふところで一年といふことを森本さんが言われるのかわかりませぬけれども、一日とか二日とかいふのは、期間ではない。ですから、期間と称し得る程度のものであります。

○森本委員 大臣、大臣の発言に対しては、異常な関心を持つておる連中がなかなか多いのですよ。だから、はっきりしておいてやらぬと、場合によっては非常に動揺すると思つておられます。おれももう言われるのじゃないかというものが、全国にだいたいおられるのです。郵政監察局長と郵政局局長が二十人おられるわけですから、私が特に聞いておきたいと思つておられる。そういう反省期間を与えるというものは、大体一年程度か、こう言つたわけでありませぬが、それでないとするならば、最低三カ月程度置かなければならぬとか、その程度の目安というものは、どの辺に置いておるか、こういうことです。

○迫水国務大臣 いやしくも郵政省の人事を疎通する道具として、この事業団の役員を使う気はありません。事業団の役員として適当であるかどうか、こういう方から判断をいたしていただくべきでありまして、いわゆる期間といふものは、三カ月とか、二カ月とか、そこで切らなくてもいいのじゃないかと私は思つておられます。

○森本委員 人事の道具に使うといふことは、それは当然のこととあります。大臣は当然のことを言つたわけでありませぬ。ただしかし、この人は適任であると思われたときに、お前は事業団に適任であるからあそこへ行つたらどうかと言つると、お前やめろと言つるとは、これは言葉の言い回しに違ふだけであつて、現実には同じことになる。大臣がああいうことを言わなければよかつたけれども、きのう反省期間を与える云々といふことを言つたから、やはりその辺が一つの問題になるわけであつて、その辺のことをもう少しはつきりしておいてもらいたい、こういうことです。

○迫水国務大臣 私は、きのうは大将という言葉を使つたわけですが、この事業団の大将になるような人は、というより言葉を言つて、理事長といふことを頭に置きながら、問答も理事長の話のように私は理解しつゝ話をしました。理事長はそういうことですから、おれも、きよりの森本さんの御質問は、おれも役員全部についてでありますので、従つて、期間といふことについて、おのずからそこに長短あり、こういうことになつておられます。

○森本委員 それともう一つ私は大臣に聞いておきたいと思つておられますが、

こういう理事長、理事、監事というふうな高級役員については、単に本省の局長をやつておつたとか、あるいは郵政局の局長をやつておつたとかいふ経歴だけでなしに、広く人材を求めるといふことを考えるならば、たとえば今の郵政弘済会なんかは、郵政省の職員として三十年も勤続しておつたという人が、理事として、一般の郵政局長をやつておつたとか、本省の局長をやつておつたという人と、けつこつ肩を並べて仕事をしておるわけでありませぬ。

だから、こういう場合には、私は高級官僚のみをとるといふ原則は、一つこの際試みをしてもらいたい。やはり人材を適材適所からとる。その場合は、かりに労働組合をやつておる方が、あるいはまた職員として長いことやつておる方が、高級官僚になつても、そういう人がおれば、適材適所からとる、こういう方針をとつてもらいたい、こう思つておられますが、この点について大臣の見解を聞いておきたいと思つておられます。

○迫水国務大臣 私は、役員は管理者でありますので、管理者としての識見才能を備へた者であれば、高級官僚であらうとならうと、そういうことにはかまわず、適材を適所から採用したいと思つておられます。

○森本委員 そのことは、よく大臣も今後しかと胸の中に入れておいてもらいたいといふことを、私は強く言つておきます。

次に、第十九条の第二号であります。二号に「前号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと」とありませぬが、これはどういふ意味ですか。

○迫水国務大臣

○森本委員

○迫水国務大臣

○森本委員

○迫水国務大臣

○森本委員

○迫水国務大臣

○森本委員

○迫水国務大臣

○板野政府委員 たとえばこの施設内に売店を置くというような場合を想定いたしておるわけでありませう。

○森本委員 そういふ附帯業務については、これはやはり郵政大臣の監督下に出でくるわけでありませうか。

○板野政府委員 これは事業団で行ない得る業務でございますので、当然業務方法書等にやはり書かれるわけでございますので、大臣の認可というところが要すると思ひます。

○森本委員 そうすると、「前号に掲げる業務に附帯する業務を行なう」ということは、これは明らかに大臣の認可事項である、こういふことでございませうか。

○板野政府委員 まことに申しわけありませんが、ちよつと間違ひました。これは事業団が、この法律の二号によりまして自由にできるということでございます。

○森本委員 もしそういうことであるとすれば、いまだ少しその附帯業務の種類と内容を言つてくれませんか。

○板野政府委員 たとえば施設を利用いたしまして、そこで一つの会合を開くというふうな場合も考えられるとか、また、夏季の施設を置くとか、冬季の施設をちよつと短期間に山や海に置くというふうな場合も、考えられるわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、そういう場合の権限は、郵政大臣じゃなしに、事業団でありますから、郵政大臣としての、福祉施設の運営を行なう、監督をするという責任は、この附帯業務についてはない、こういふことになりますか。

○板野政府委員 もしそういうふうな附帯業務に属する業務が不適切である

というふうな点までになりますという、この大臣の監督権限に基づきまして、これに注意を与える、あるいはやめさせるというふうなことも、可能であると思ひます。

○森本委員 私が聞いておるのは、この附帯業務というものは、法律でありますから、解釈を明らかにしておかぬといけない。こういふものは、事業団が全責任を持つてやることであつて、その起きたことの責任に対しては、郵政大臣としては一切監督上の責任はない、こういふことになるわけでありませうか。

○板野政府委員 この法律第三十一条におきまして、「この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。」ということでございますので、そういう場合には、郵政大臣が、これは必要な監督命令を出すことが出来るというふうな私どもも考えております。

○森本委員 そういたしますと、この附帯業務も郵政大臣の監督と権限下になる、こういふことですか。

○板野政府委員 先生のおっしゃる通りでございます。ただ、実際の業務を行ないますのは事業団でございますから、一応事業団が責任を持つてやらなければならず、それが不適切であるというふうになりますと、郵政大臣は監視権というものがございまして、あるいは指揮権というふうなものもこの三十一條から発しますので、強制をすることができるといふふうに考へておる次第でございます。

○森本委員 そうすると、簡単にいいますが、この附帯業務の最終的な責任

の所在論というものは、郵政大臣でするか。

○板野政府委員 郵政大臣の責任といつたしましては、これらの監督権の行使を通じて、事業団の業務につきまして、管理上の責任を有するものでございませう。しかし、事業団は、業務の実際上の実施について責任がございませう。いろいろこの法規にございませうな不法行為能力も与えられておるわけでございますので、そういう面におきましては、事業団も責任を負わなければならぬと思ひます。しかし、最終的には、事務上あるいは政治上のいろいろな責任が郵政大臣に生じてくると思ひます。

○森本委員 私がなぜこれをしつこく聞いたかというのが、今の解釈で明らかになりました。そういたしますと、将来福祉施設を——たとえば鹿児島県なら鹿児島県に福祉施設を置く、こういふことをかりにきめる場合、それはどちらがきめるのですか。事業団がきめるのですか、郵政省がきめるのですか。

○板野政府委員 これは事業団がきめることになるわけでございます。

○森本委員 それはどの条項にありますか。

○板野政府委員 法律の第二十二條にございませう。(予算等の認可)「事業団より、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。」ということになっておりました。一応事業計画は事業団がやりまして、郵政大臣の認可を受けるということになる次第でございます。

○森本委員 これは事業計画でありませうから、どこそこを何と置くという事業計画を郵政大臣が認可するの、あるいは本年は老人ホームを一カ所増設する、保健センターを二カ所作る、こういふ事業計画を承認するの、その辺はどうですか。

○板野政府委員 具体的な地点までも計画を出して出してくるわけでございます。

○森本委員 そうすると、具体的な地点等については、いわゆる事業団の方で計画をして、それが実質的には、郵政大臣がだめだ、こういふことになれば、変更する、こういふことになるわけですね。

○板野政府委員 その通りでございます。

○森本委員 そういふふうに明確にしておけばけっこうであります。今の局長の答弁では、事業団がやる、こういふことでありますから、事業団が勝手にやられたのでは、これは簡易生命保険、郵便年金の奨励上の考え方で違つてくるわけでありませうから、そういう点については、あくまでも郵政大臣がきめる最終的権限を持つておるといふことに私は解釈していきたい、こう思つておりました。またその通りでけっこうであります。

○板野政府委員 その通りでございます。

○森本委員 それから第二十条の「前項の業務方法書に記載すべき事項は、郵政省令で定める。」となつておるわけでありませうか。この政令の内容はわかつておりますか。

○板野政府委員 福祉事業団法施行規則というものを作りまして、その内容

といたしましては、施設の設置基準、あるいは施設運営の基準、あるいは附帯業務に關する基準というふうなものに郵政省令で大体定めるといふことになる次第でございます。

○森本委員 一つその政令の内容を、あとから資料として御提出を願つておきたい、こう思つておられますが、どうですか。

○板野政府委員 これは省令でございますから、よろしくございませう。

○森本委員 それから第二十七條であります。きのうも大衆委員が質問いたしておりましたが、一項の「國債その他郵政大臣の指定する有価証券の取得」、この國債はわかりませんが、「郵政大臣の指定する有価証券の取得」というのは、これはどういふ有価証券をさすわけでありませうか。

○板野政府委員 大衆委員の保証債とかあるいは利付金融債等が考えられると思ひます。

○森本委員 しかし、それ以外に買つてもいいわけだね、この法律では、有価証券ですから、指定さえあればよろしゅうございませう。

○板野政府委員 これは大蔵大臣と協議する必要はないでせう。

○板野政府委員 これは協議事項でございます。

よつてきまるといふことになるわけでありませう。

○森本委員 これは運用よろしきを得てやると、なかなかおもしろい条項だと思ひながらこの条項を見ていつたわけでありませう、先ほどの運用範囲拡大の方にも関連をいたしますけれども、かりにここに置きまして有価証券の運用をよろしきことを行なつて、利益金なり剰余金が出てきて、それで次の交付金というものが少なくなれば、それだけ郵政の保険会計というものが浮いてくるわけでありませう。これはなかなかおもしろい制度だと思ひながら見てみたところが、大蔵大臣との協議事項として、やはり抜け目なしに三十五条に入つておるわけですが、この三十五条の運用については、一つ運用の過程において妙味を發揮していただきたい、こゝろ思ひわけでありませう、特につけ加えておきたいと思ひます。

○受田委員 今森本委員から妙味のあつた発言があつたわけですが、私はこれに思ひ出したのですが、昨年の暮れに株価が大暴落したとき、簡易保険の運用力を發揮して、公社債等金融債の部類を約三十億圓積立金から買ひ受けたといふ、つまり株価暴落対策に簡易保険の積立金が大へんものをいりて、株価がそれから上昇する契機になつたといふ事例を伺つてゐるのですが、これは大蔵大臣との協議という場合にも、そうした証券市場対策というよりな意味にもたまには貢献ができることといふ、そういうことも含まれるわけですか。

○迫水國務大臣 年末に買ひましたのは簡易保険の余裕金でございます、これは協議事項でない、大蔵大臣と協議する必要がないから、郵政大臣の権限でできるわけなんです。しかし、やはり政府部内の統一的な仁義がありませうから、実際上は連絡しつつやりませう、あれはしかし、大蔵省必ずしも同意をしなければいけません、やつてみました。決して株価対策としてやつたのではなくて、うちの資金の有利なる運用という見地からやりました、たまたまそれが副次的効果で株価対策になつたといふことで、簡易保険が株価対策をやる気持はございませう。

○受田委員 それで、今のこの協議事項の中に入つておる有価証券を手に入れる場合に、そうした意味の貢献をする場合も含まれる。つまり証券市場操作の一役を買ひ場合も、大蔵大臣の協議の場合には考えられるといふことになりませうか。

○迫水國務大臣 実際問題としては、これは金額が小さいですから、これは海の中にコップ一ぱいの水を入れるよりなことにはかならないのではないかと。株価の面にさういふような影響がこれから出てくるとは私は思ひませう。

○森本委員 それから、平常の金にいつての出し入れは、これはどうするわけですか。

○板野政府委員 これは交付金として交付され、あるいは出資金として出資されたものにつきましては、ただいまの經理課といひますか、さういふ組織もございませう、一つその組織でもつて、あるいはこれを一時余裕金がありませう、これは銀行とかあるいは郵便貯金にする、あるいは各事業所等につきましても、この銀行のいわゆる小切手をもつて送金をするとか、さういふような方法でやるわけでございます。

○森本委員 私が聞いておるのは、業務上の余裕金は第二十七条にうたつてありますが、平常の金の取り扱ひは、このうちのどの条項にありますか。

○板野政府委員 この取り扱ひにつきましても、第三十五條に「郵政省令への委任」といふものがございます、この法律に規定するものは、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、郵政省令で定める。」といふことになつておる次第でございます。

○森本委員 その郵政省令の内容を一つ説明してくれませうか。

○板野政府委員 これもこの事業団法施行規則といふものを省令で出しまして、その中で經理原則なり会計の区分なり、勘定の設定、予算の内容、予算総則、収入支出予算、その他をこまかく規定するわけでございます。

○森本委員 その内容は大体できておりますか。

○板野政府委員 できております。

○森本委員 それも一つできておりましたら資料としてお出しを願ひたい、こゝろ思ひわけでありませう、特に私は郵政省が今度事業団なんといふものをやるのは、初めてだと思ひます。それで今は現金出納官吏といふものがちやんとおつて、きちんとしたやり方になつておるわけでございますから、これが一たびさういふ事業団に移行することになつてくると、初めての経験になつてくるわけでありませう。さういふ点で私は非常にこれは業務運用上おやまのなきやうにすることを願ひつておる一人でありませう、さういふ点にいつてのこまかい配慮と、それから政令

が出されなければ、この運営が非常に心配な点が多いわけでありませう。本来ならば、あなたがさういふ政令といふものをその委員会にお出しを願ひつて、そして、その政令の内容についても、一応質問をしておくのが至当でありませうけれども、それは時間の關係で省略をいたしますが、さういふ案ができておるとするならば、当委員会に資料として御提出をせよ願ひたい。あとからでも私はそれを見て検討してみたい、こゝろ思ひわけでありませう、どうですか。

○板野政府委員 よろしゅうございませう。

○森本委員 それから、第二十八條のこの政令の用意はできておりますか。

○板野政府委員 できております。

○森本委員 ちよつとその内容を言つてみて下さい。

○板野政府委員 これは財産の処分に關することでございますので、大体面積につきましては、一件百平方メートル以内のものは事業団で処分できる。あるいは施設を貸すような場合におきまして、六カ月の期間内ならばこれを貸すことができるといふようなことがその内容になるわけでございます。その基準がこゝでございませう。

○森本委員 これはかなり重要な事項がほとんど政令にゆだねられておるわけでありませう、その政令の内容を見てもみないことには、そのよしあしの問題についての討議はできないわけですが、本来ならば、さういふものについて参考資料として御配付願ひしておいたならば一番いいわけでありませうけれども、これも後ほど資料として御提出を願ひたいと思ひわけですが、いいですか。

○板野政府委員 よろしゅうございませう。

○森本委員 それから第三十二條の先ほどの立ち入り検査であります、これは場合によつては、現場の者もこの立ち入り検査に行く場合がありませうか。

○板野政府委員 向この意向につきましては、強制はしませんということにいたしております。

○森本委員 そのすると、強制の配置がえといものは絶対に行なわない、こういうことですね。

○板野政府委員 その通りでございます。

○森本委員 もう一つ聞いておきたいと思つたことは、この移行するところの職員については、いろいろ問題については前から問題になつておられるわけでありまして、その人の給与あるいはその人の厚生福利施設、そういうようなものが、現在郵政省の職員として勤めておられることよりもさらに下がることはおそれないと思つたが、これは上がることはあつても絶対には下がることはない、こういうことは言えますか。下がるといふことになる、こまかい質問をしなければなりません。

○板野政府委員 個々の場合におきましては、あるいは下がるといふような面もございましては、たとえ俸給等につきましては一五%アップもございまして、また宿舎等におきまして、できるだけ現物出資をいたしまして、この宿舎料が上がるということのないような措置もいたしたい。また手当等につきましても、若干不利になるようなこともございまして、私といつたしましては、できるだけせういふ面も事業団の中におきまして解決し得るようには措置をいたしたい、こういうふうに考えております。

る。大体官僚のほうは捨て山として理事長に二十万円も俸給をやるようなものをわざわざしらせる必要はない。理事長、理事の俸給だけでも、この一年分くらいであれば、小さな診療所がでるわけでありまして、計算してみたら大体そういうことであります。けれども、どうも空気では、大体あなた方はしゃにむにこの法案を通そうと考へておるようでありますので、もしそういうことになれば、やはりこの従業員の身分という問題については考へてやらなきやならぬ、こういうことになるわけでありまして、今私が言いましたように、こまかい問題についてここでやるのは私は省きますけれども、個々の問題については不利益になるものがあるというところは、どういふ意味ですか。

○板野政府委員 たゞは先ほど申し上げましたように、俸給も一五%上がりますので、そういう面でも十分カバーができるというふうに私も考へておる次第であります。

○森本委員 カバーできればそれはいいわけですが、いずれにしても、現在の郵政省の職員として受けておる待遇以下になるというところは、こまかい問題は質問をしない。あとはあなたの方で従業員の四百何名の代表の組合の諸君と十分に話し合ひをして、そうして円満に解決をつけなければいけません。ただし、それがどうも解決がつかない、円満にいさするにないということであるとすれば、

ならば、何にその原因があるかということをお明かにしていきたい、こう思つておるわけでありまして。大体あなたの方では、すべての問題について今の待遇よりよくはなつても、絶対に下がることはない、そういうことであるとするならば、これはもう委員会ですら問題をやるといふよりも、あなたの方といたゆる従業員の代表との話し合ひにまかした方がいい、こう考へるので、あえてこの問題を聞いておるわけでありませぬ。

○板野政府委員 現在よりも待遇が下がることはございませぬし、またむしろ待遇が上がるという面も相当ございませぬ。そのように私も十分考へておりました。

○森本委員 まだこれは参議院もありませんので、向こうで握りつぶされるかもわかりませんが、不幸にしてこの法律案件がかりに通つた、いよいよ施行するということになつた場合には、今の言を十分に忘れずに、従業員の諸君と話し合ひをして、真剣にやつていただきたいというところは、私には要望しておきたいと同時に、あとでどうせ討論のところで言いますけれども、今私が質問した内容についてもまだ明らかになつていない点が非常に多いわけでありませぬ。そういう点については、郵政省として私は今後十分に注意をしていかなければならぬと思つたし、また大臣がきのうも言つておりましたように、どうもわれわれが考へてみましたら、この事業団を作つたという明確な理由が、今までの質疑応答の中では、こらだから事業団を作らなければならぬという理論はどこにもない。しいて言ひなら、やはり官僚のほうを捨て山にするために作つたというふうな印象を

ぬぐいがたいと思つたのです。もしこれが不幸にして、そういうふうな実施をせられる——私はこれが通らぬ方を望みますけれども、不幸にして実施をせられるということになるとするならば、今私がいろいろ申し上げたところの注意事項については、これは単に委員会ですら二時間程度はかかるといふ質問を聞いておつて、やれやれといふようなことでもなしに、実際に真剣にやつていこうと思つては取り組んでやつていこうという考え方でなければ、将来の簡易生命保険と郵便年金の発展はおぼつかないわけでありませぬので、その点を十分に肝に銘じてやつていただきたい。この法律が通らぬように私は願つて、質問を終ります。

○佐藤委員長 ほかに質疑もありませんので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。栗原俊夫君。

○栗原委員 たいま議題となりまして、簡易保険郵便年金福祉事業団法案に對し、私は、日本社会党を代表して、これに反対の意を表明するものであります。わが党がこの法律案に反対する理由は、まず第一に、この法案によつて設立しようとする簡易保険郵便年金福祉事業団なるものは、簡易保険あるいは郵便年金の事業の上から、これがなければどうしてもやつていけないという確固たる理由があつて設立するものでなく、事業そのものは別個の目的のために、しいてこれを設けるべく計画

されたものと見られるからであります。以下これを具体的に論証して参りたいと思つたが、まず生命保険事業において、長期契約者に対して利益配当を行なう場合、現金配当と現物配当の二つの方法があり、剰余金の分配の公平という見地からすれば、福祉施設の供与という現物配当の方法よりも、現金配当、すなわち長期契約に対する選付金という形をとる方がはるかにすぐれているという事は明らかであります。すなわち、福祉施設の場合には、その数、収容人員、設置場所等の関係から、これを利用したくても利用できない加入者が非常に多く出てくるのであります。利用の平等等からくる加入者間の不公平を免れることはできません。ざつと計算しても、簡保年金の契約件数が現在約四千七百万件をこえておるのに対し、現在の福祉施設の利用人員は、診療所が年間五十万人程度、加入者ホームに至つては、フルに利用しても十万人程度でありまして、この割合からいふと、加入者のわずかに一・二%程度が利用しておるにすぎないのであります。これに反して、現金配当の形をとれば、このよう不公平が一掃されることは言ひまでもないところであります。換言すれば、簡保事業において福祉施設というものは副次的意義しか持つていないということがいえるのであります。もつと具体的に言ひならば、郵政当局といふことも、簡保年金の福祉施設の整備にはおのずから限度があり、これに投ずる資金は、毎年の収入保険料の一%以内、剰余金の五%以内に抑えなければならぬということをお認めしてい

るのであります。言いかえれば、福祉施設は、これを全面的に否認しないまでも、むやみにこれに金を投じて際限なく拡充していくべきものではないことを明らかにしているのであります。

この見地に立つて見ますと、簡保年金の福祉施設は、現在診療所はすでに二十九カ所が開設され、今後の増設計画はなく、加入者ホーム、保養センターも、建設中のものを含めて十カ所がすでに軌道に乗っており、今後十カ年間増設するものも毎年平均五カ所くらいでありまして、この程度の建設規模ならば、郵便局を何十局も作る郵政省の営繕能力で十分やうにけるのであつて、ことさらに事業団という新しい組織を打ち立てる必要がはたしてあるのか、大いに疑問とするところであります。

次に、政府は、事業団設立の一つの理由として、管理運営面の能率化をあげておられますが、これまたそのままには受け取れない議論でありまして、現在の管理運営が非能率であつたりお役所方式であつたりするならば、国营方式のものにおいてもこれを改善刷新する方法は幾らでもあるはずであります。事業団方式でなければ能率が上がらないというなら、極端な言い方をすれば、福祉施設だけでなく、本体の保険年金事業まで事業団方式にしなければならぬという結論になつてくるのであります。加入者ホームや診療所程度の管理運営が国营方式ではうまくいかないという理由は、これまた理解に苦しむところでありまして。

これを要するに、今回設立しようとする福祉事業団は、保険年金事業がこれを必要とするのではなく、他の目的、すなわち郵政官僚のうば捨て山を作る意図をもってこれを設立しようとするものではないかという疑いがきわめて濃厚でありまして、事業団の理事長、理事、監事、本部の高級職員が、郵政省の一部官僚のために設けられるといふのであれば、事業団は、加入者福祉のためではなく、官僚の福祉のために作られるといふことになるのであります。わが党としてはかかる純粋ならざる動機によつて設立される事業団には決して賛成することはできないのであります。

念のために申し添えておきますが、簡保年金の福祉施設の拡充と管理運営の刷新を要望した第三十八回国会の当委員会の決議にはわが党も賛成しておりますが、この決議はそのままに事業団の設立に結びつくものではなく、むしろこの決議が政府によつて他の目的のために利用されたところに問題が存するのであります。

さらにまた、事業団の設立に伴つて四百五十名以上の職員が郵政省から事業団に移しかえられることとなるのであります。これら移行職員は国家公務員たる地位の喪失に伴つて種々の不利益をこうむるわけでありまして、この点に關し、郵政当局は、まず本人の意思に反して強制移行は行なわれないと言つておられますが、医師、看護婦その他の特殊な職種のものには、実質上強制移しかえとなるのではないかと考えます。

また、給与、年金、その他の不利益については種々救済措置が講ぜられていくことは認められますが、事業団の職員となつた場合は、国家公務員が受けている各種の身分保障の利益が失われる点は救済する道がないのであります。

て、政府の一方的措置によつて多数職員が不利益をこうむることは、これまで軽々に看過することができないところでありまして。

よつて、結論として、以上申し述べたやうないろいろの不備欠陥を包蔵しておる本法律案に對しては、日本社会党は反対の態度を表明いたしました。私の討論を終ります。(拍手)

○佐藤委員 佐藤洋之助君。たゞいま議題となりました簡易保険郵便年金福祉事業団法案に對し、私は、自由民主党を代表して、これに賛成の意を表するものであります。

以下賛成の理由を申し上げます。

第一に、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうことは、単に加入者の福祉を増進するにとどまらず、簡易保険及び郵便年金事業の発展に寄与するところ多大なるものがあるのであります。本事業団はこの趣旨から福祉施設の拡充をはかることをも、その管理運営を合理化する目的をもつて設置されるのであります。すなわちこれら福祉施設の設置運営は一般の行政事務とは趣を異にし、一に利用者に対するサービスの基本としなければならないのであります。これがために国の直接運営によるお役所式のやり方を離れて、別個の法人をもつてこれに当たられる方が、事業の機動的、効率的な運営の上からも得策と考えられるのであります。

第三に、現在国の経営管理にかかると福祉施設の収支は郵便事業特別会計に包含されているため、福祉施設の収支の細目がかく看過されがちであつて、利用者を増加して増収をはかつたり、あるいは経営の合理化、経費節約といふやうな企業努力がきわめて消極的であつたりするものがあります。これらの弊害を除き、将来にわたつてさらに施設の拡充をはかるためにも、独立した事業団の責任のもとに自主的、機動的に経営させる方が適切と認められるのであります。福祉施設の新増設につきましても、全国の加入者から熱烈に要望されているのであります。当委員会におきまして、すでに第三十一回及び第三十八回国会におきまして、福祉施設の拡充強化並びにその管理運営の能率化をはかるべき旨の附帯決議をしていられるのであります。今回提出を見た本法律案はまさにこの附帯決議の趣旨に合致するものであります。

以上申し述べました理由により、自由民主党は簡易保険郵便年金福祉事業団法案は、適切妥當なるものとして、これに全幅の賛成を与へるものであります。これを明らかにいたしまして、討論を終ります。(拍手)

○佐藤委員 次に受田新吉君。受田委員 次は民主社会党を代表して、この法案に對して賛成の討論を行なうものであります。(拍手)

この事業団といふものが一般的に他の公社、公団、公庫等と同じ立場で設立されたとしたならば、一つの問題があると思つてあります。しかし、この事業団が簡易保険、郵便年金という零細なる大衆資金の吸収を前提とし、また大衆の生活がある程度保障しようという立場で生まれた事業である以上、これにマッチするやうな形の事業団として誕生するといふのであるならば、あえてこれに反対すべきものではない。特にこの事業団の法案の内容を拝見いたしますと、各所に問題点がひそんでおるのでございますが、この運用面における十分な実績をあげるという前提であるならば、この欠陥を救い得るのではないかと、特に郵便年金、簡易保険という事業の使命達成のために、利用者、加入者の福祉施設を設け、あるいはその運用面の妙味をはかるという趣旨からは、他の国家機関の医療機関とどういふ調整をはかつていくかということ、特に都市は他の医療機関が一応整つていられる現状でありますけれども、山間僻地あるいは島とか、こゝろ僻遠の地は、無医村、無医地区がありまして、お医者さんの診療を受ける恩恵にも浴せないといふ國民が相当数に上つておるのであります。こゝろに現状をこの事業団はとくとらみつけまして、日の当たらない谷間におきまして太陽の光を降り注がしめるといふりつぱな使命を果たして下さるならば、私はこの事業団の設立の趣旨は十分果たされると思つておられます。

特に第一線の郵便局と十分連絡を密にして、加入者と密接不離の關係で事業を進められますやうに要望をしてお

るものであります。

るものであります。

るものであります。

きますとともに、この事業団に加わつた職員の組合組織も十分認めて、組合の健全なる発展という立場からも、彈圧的に職員を管理監督するといふのでなくして、民主的な運営をもつて事業団を推進するという構想も用意しておいていただきたいと思つております。以上、この事業団の設立の趣旨に一応賛成するとともに、その運用面において、他の公的機關の医療施設等との関係において万遺憾なきを期し、因のすみずみまでも行き渡つた目的達成のために十分努力されることを希望いたしますして、賛成の討論を終わります。(拍手)

○佐藤委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決を行ないます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○佐藤委員長 起立多数。よつて、本案は可決すべきものと決しました。本案に関する委員会の報告書の作成等につきましては、前例により委員長に一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐藤委員長 御異議なしと認め、さよう決します。この際、迫水郵政大臣より発言を求めておられます。これを許します。迫水郵政大臣。
○迫水国務大臣 事業団法を御可決下さいまして、まことにありがとうございます。この質疑応答の間においていろいろ御示唆を賜りました事項は、十分これを尊重いたしますし、また政府の側

午後五時二十一分散会

〔参照〕
簡易保険郵便年金福祉事業団法案
(内閣提出第三三三号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕